



読点、ひとつ¹⁾

——『大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り』を読む——

阿部 安成

2016.12.27 撮影

『大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り—深くふかく目を瞑るなり、本当に吾らが見るべきものを見るため』（風間書房、2015年）という、副題も入れると52字にもおよんだ、長嘯とたとえたくなるほどに長い書名の本がある（以下、本書、とする）。職場でときおり、とても長いタイトルの卒業論文に出くわすと、ああ苦勞したのだろう、としばし感慨に^ま更ける。さて、「瞑る」は、つぶる、と音読したほうがよいのか、つむる、と読むべきか、どちらでもよいのか。学生の卒論にも、執筆した当人が読めるかどうか怪しいほどにむつかしい漢字が用いられていることがある。ワープロなら変換はかんたん。

鮮やかな緑色の表紙カバーがついた本書は、2016年に国立療養所大島青松園（以下引用はべつとして療養所名を記すとき「国立療養所」を略す）のあちこちで目についた。福祉室カウンターのうえなどに積んであった気がする。いまおもえば、2013年11月に小豆島

¹⁾ 本稿は、2016年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト「療養所環境を^ま交ぜる」の成果の1つである。

でひらかれた、ある財団法人の研究助成にかかわるシンポジウム後の懇親会で聞いた、大島青松園でおこなわれているという聞きとり調査が、本書監修者によるプロジェクトだったのである。わたしの体験では、ひとつの島、ひとつの療養所であっても、そこでおこなわれているほかの調査者や研究者による事業を知ることは少ない。互いにその場に遭遇することは滅多になく、来訪の記帳簿でその名を目にしたたり在園者からの教示を聞いたりして知るばあいがある。本書はそう小さなプロジェクトとはみえないのだが、大島でこれにかかわる聞きとりがおこなわれていると、わたしは耳にしたことはなかった。本書の監修者も、わたしたちの大島での調査や研究を知りはしなかったにちがいない²⁾。

そうしたいわばすれ違いがよいかどうか、わたしは判断に迷う。ある場所での調査や研究を一元化する必要はまったくないわけで、それぞれにおこなえばよい。ただ、それぞれの作業成果をふまえて、そのフィールドでの調査や研究を、どうつぎへと継いだり進めたりするかは重要な論点だとおもう。本稿はひとつの調査や研究をつぎへとおくる試みの一端として、前掲書への批評をひらくものである。本書を読みながら批評めいたことを書きつらねたノートを披露しよう。

本書の書誌情報を示そう。奥付によると、「監修者」が近藤真紀子、「編者」は「国立療養所^{〔マ〕} 大島青松園^{〔マ〕}」または「大島青松園」、発行年月日は2015年12月15日、監修者は国立大学法人の「准教授」（なお、本書からの引用には当然のこと「^{〔マ〕}」をつけて、わたしの文章とは区別する。ただし、本書本文のルビを省略したばあいがある）。奥付のページに2とおりの編者名が記してある本もめずらしい。

全21章からなる本書の構成は、第1章「プロジェクトの意義」、第2章から第18章までが「ハンセン病回復者」の「語り」、第19章「ライフレビューの聴き手を担った看護師の感想」、第20章「プロジェクトに取り組む経緯およびライフレビュー実施による変化」、第21

²⁾ わたしの大島での調査と研究の成果の一端をあげると、かつて大島で編集発行された逐次刊行物の再生記録としてわたしが監修し解説をつけたリプリント国立療養所大島青松園史料シリーズがあり（シリーズ1『報知大島』近現代資料刊行会、2012年、同2『藻汐草』同前、2014年、同3『霊交』同前、2014年）、わたしの著作に『島で—ハンセン病療養所の百年』（サンライズ出版、2015年）がある。

章「資料」。

本書の序論にあたるであろう第1章は、5人の執筆者による5つの節からなる——「1. プロジェクトの意義」「2. 助成の意図」「3. ハンセン病回復者を代表して」「4. 大島青松園を代表して」「5. 大島青松園看護部を代表して」。それぞれの執筆者はというと、1. が監修者、2. が公益財団法人トヨタ財団プログラムオフィサー、3. が国立療養所大島青松園入所者自治会会長、4. 同園園長、5. 同園総看護師長。(以下本稿では、「入所者自治会」をたんに自治会と記すこともある)

「1. プロジェクトの意義」は、「Ⅰ. ハンセン病回復者の人生の語りを療養所看護師が聴くということ、およびライフレビューブック出版の意義」「Ⅱ. 歴史的検証と主観的に人生を語ることは異なる次元のこと」「Ⅲ. 語り手への倫理的配慮」の3項に分かれ、さらにⅠは、「1)ハンセン病とは」「2)国立療養所大島青松園の現状」「3)療養所看護師を聴き手として、ハンセン病回復者がライフレビューを語るということ」「4)ハンセン病回復者らの体験に含まれる意味と普遍性」「5)次世代に語り継ぐこと」「6)ハンセン病回復者の‘英知’を未来にどう生かすのか」「7)大島青松園の今後とハンセン病回復者の願い」と7分割されている。それぞれのタイトルをみると、やはり長いようすがみえる。

蛇足ながら、本書監修者のべつの著作もまた、『死を看取り続ける看護師の悲嘆過程—命に正面から向き合うことによってもたらされる苦悩への対応』(風間書房、2011年)と、長めの書名だった(16字、副題をふくめると44字)。

余計なことながら、いわゆる科研費の応募要領では、「研究課題名」は「原則40字以内」と指定されている。副題をのぞいた本書の書名は、その応募要領に照らすと限度内だが、たとえば、本書1. のⅠ. の表題は指定字数をこえてしまう。もちろん項の題目は研究課題名ではないが。

本書は「公益財団法人トヨタ財団 2013年研究助成プログラムの助成を受けて、大島青松園の看護師が聴き手となり、ハンセン病回復者が自己の人生を振り返って語るライフレビューを行い、その回想録を生きた証として残す支援事業」(第1章1.Ⅰ.3)による、

「国立療養所大島青松園で生きた17名のハンセン病回復者の人生の語りの書」(第1章1. I.) だという(傍点は引用者による。「の」の4つもの連続するのがものめずらしいので)。「生きた」との過去形がわたしにはまずひっかかった。この17名のなかに故人もいるが。あら、なんと、書名からして「大島青松園で生きた」と、すでに過去形だった。

監修者は、「ハンセン病とは」をどのように説くか——ここでは、それを「差別を受け」「‘国辱病’と見なされ」「強制隔離・強制断種」「非人道的行為」といった表現を用いたうえで、「ハンセン病回復者の半生は、辛酸を極めるものでした」とまとめている(なおここには、「詳細は、21章資料の項をご覧ください」との指示がある)。「ハンセン病回復者」の、「一生の半分。それまでの人生」「一生涯の大部分。また、大人になってからの生涯の大部分」「一生の半分。また、これまで送ってきた人生」(順に『広辞苑』『精選版日本国語大辞典』『明鏡国語辞典』が説く「半生」)は、辛く、苦しく、苦い体験だったと監修者はみている。ところでその体験の年月はどのくらいの長さだと、監修者はみたのだろうか。「一生の半分」と「一生涯の大部分」とでは、ずいぶんと長さが異なると、わたしはおもうのだが。本書第1章の最初のページを読んだだけでも、記述の不確かさが気になってしまう。しかもこれらは、本書監修者の記述だ。

それはともかく、では、そうした「回復者」がいま住んでいる「国立療養所大島青松園の現状」はどう記されるのか——設立にまでさかのぼるその記述には誤記がある。「国立療養所大島青松園は、全国13^(マ)所の国立ハンセン病療養所の一つで、「癩予防ニ関スル件」の制定を受け、明治42年に「大島療養所」として設立されました」と本書にはあるが、大島青松園のホームページの「沿革」には、「第4区療養所」として、明治42年4月1日に発足し、〔中略——引用者による。以下同〕明治43年に「大島療養所」と改称した」と記されている(2017年4月3日閲覧。「」をつけて記すのであれば、その名称は厳密には「第四区療養所」とすべきだが)。1年くらいの誤りは誤差の範囲内ということか(もちろん誤差だとかたづけてよいわけではない)。なお、これもまた厳密には、「国立ハンセン病療養所」という正式名称もない。

療養所のかんたんな履歴、位置、交通手段の連絡、在園者の平均年齢などを示したうえで、「療養所は、短期間に多数のハンセン病回復者を看取するという課題に直面しています」と監修者は「現状」をとらえてみせた。「看取る」とは辞書によると、「病人のかたわらにいて、世話をする。看病する。看護する」「死の床にある人に最後まで付き添う」の謂だ(『精選版日本国語大辞典』)。するとここでの「課題」とは、「病人」や「回復者」にとってのそれではなく、あくまでも療養所を運営するものにとっての、ということとなる。

では、そこに生きるものにとっての「課題」とはなにか——「ハンセン病回復者は、失明・四肢切断・知覚麻痺などのハンセン病固有の後遺症、及び加齢に伴う心身の衰えに加え、苦楽を共にした仲間の死による心細さや喪失感を体験しており、コミュニティー崩壊による身体・精神・社会的な悪影響をいかに少なくして、日々生きがいをもって過ごしていただくのが、課題の一つになっています」とのこと。「四肢」とは、さきの『精選版日本国語大辞典』でも『広辞苑』でも、「人間の両手と両足」「両手と両足」と記されている。ここにいう「肢」＝手足の数は4だ。わたしの少ない回数の療養所調査ではあるが、それをとおして、療養所内で「人間の両手と両足」を切断せざるを得なかったという例は、まず聞いたことがない。医療や福祉の分野では四肢といったときに、4ではない数え方をするのだろうか。それとも「ハンセン病回復者」は、「失明」や「知覚麻痺」とならぶほどに「四肢切断」をうけてきたのだろうか。

細かなことだがさきの引用部分で、「日々生きがいをもって過ごしていただく」の主語はなにか？この文の主語と述語はどれか。第1章の1. はわずか8ページしかないその少ない紙幅において、ある語を漢字としたり仮名としたりするなどの表記が混在し、誤記があり、不分明な文章がありと、とても粗雑な記述が散見される。

さきにわたしは、この箇所に療養所に生きるものにとっての「課題」が示されているのかと理解して、それを書きとったのだったが、しかし、「日々生きがいをもって過ごしていただくのが」(傍点引用者)との記述をよくよく読めば、これもまたそこに生きる当事者にとっての「課題」ではないととらえなければならない。本書監修者が、「大島青松園の

現状」を観察し、そうした「現状」をふまえて、「そのため、療養所は、短期間に多数のハンセン病回復者を看取するという課題に直面しています」と記したのだから、これはあくまで「療養所」にとっての「課題」を確認し、それを提示したこととなる。

そうした「課題に直面」した同園の「現状」はというと、さらに、「故郷の親戚縁者との関係を断った（断たれた）方々も多く〔中略〕子どもを産み育てる機会を奪われ、配偶者以外の家族を持ち得」ないので、「療養所看護師が‘疑似家族’となって、暖かく尊厳ある死を看取らなければならない現状にあります」と監修者は記す。これは、いまそうなのであって、かつてはそうではなかった、ということなのか、あるいは、いまそうだとようやく監修者が気づいたのであって、監修者にはかつてはまるでわからなかった、ということなのか。もうひとつ、いま島の療養所に生きる人びとの身近にいるものは、「看護師」だけなのか、彼ら彼女たちだけが在園者と「疑似家族」になれる、「看護師」しか「疑似家族」になれない、ということか。

わたしは、このあたりの記述は、監修者が療養所をとっても狭い視野で監^みおろして監^みさだめた臆断にすぎる、というでしょう。

大島青松園のホームページをみよう（2017年4月3日閲覧）。そこには、「看護師募集の要項」がかかげられ、「職種 看護師（准看護師を除く）」「資格等 看護師免許」「身分 国家公務員（定員内職員）」と記されている。他方でまた、「介護員（期間業務職員）募集の要項」もあり、そこには「職種 介護員（期間業務職員）」「業務内容 園内入所者の介護業務・身の回りのお世話等」「資格等 経験者を希望：ヘルパー（あればよし）」「身分 国家公務員（期間業務職員）：更新あり」とみえ、看護師の要項にはなかった項目が介護員にはある。それが「業務内容」だ。募集要項上では看護師とちがって、「園内入所者の介護業務」や「身の回りのお世話」などをしている彼ら彼女たち介護員は、在園者の「疑似家族」となり得ないのか。

わたしは、自身のかざられた療養所滞在時間であっても、そのなかで、介護員と親密に過ごす在園者のようすをなんどもみている。園内にとどまらず園外においても、しかも長

距離の移動に介護員がつき添っていることを知っている。それは勤務外のつき添いなのだろう。そうした関係やつながりを、わざわざ「疑似家族」などと呼ぶ必要もないかもしれない。

わたしはまた、島外に暮らすものが、在園者を、とうちゃん、かあちゃん、と呼んだり、島のおじいちゃん、と親しそうに呼びかけたりするようすも見聞きしている。だからといってそう呼び得る関係もまた、あえて「疑似家族」とみなさなくてもよいかもしれない。

とはいえ、「疑似家族」と表現してよい関係やつながりは、なにも「看護師」にだけ許された特権ではない。

「現状」についてのこの第2目（章、節、項、のつぎは、^{もく}目か）の最終段落は（といっても目全体は4段落の短い文章だが）、

さらに、高齢化したハンセン病回復者にとっては、今が生きた証を残す最後のチャンスですが、文芸作品や芸術作品を発表する一部のハンセン病回復者を除き、ハンセン病回復者の多くはその表現手段をもっていません。また、自分達の死によって語り部が失われ、ハンセン病の歴史が忘れ去られ風化するのではないかと危惧しています。

との記述である。

監修とは、「書籍の著述や編集を監督すること」（『広辞苑』）であり、監督、とは「目をくばって指図をしたり取り締まったりすること」（同前）をいうとするとき、わたしはさきの引用箇所をとおしてもまた、本書に目配りをすべきものであるにもかかわらず、そのものにある視野狭窄というべき症状を診てしまう。

「文芸作品や芸術作品」とはなんだろうか？ 詩歌、絵画、陶芸品か？ それらを「発表する一部のハンセン病回復者を除き、ハンセン病回復者の多くはその表現手段をもっていません」という断定は、だれがおこなっているのか、それはどういう資格をもつものか、どのくらい療養所を調査し、観察した結果なのだろうか。わたしは、大島で丹精込めて畑を耕し、野菜や果物を育てている在園者を知っている。ひたすら自転車に乗り、船が着くと栈橋にやってくる（やってきた）ひとを知っている。自分で舟をつくり、それを瀬戸内海

に漕ぎだして屋島へゆき、女竹をとってきた話を在園者から聞いた。それを楽しそうに話したひとを、わたしは知っている。博打好きなひと、お酒好きのひと、パソコンを習ってようやく葉書に文字を印刷できるようになったひとを知っている。ひとまえに出たがらないひと、それでもカフェ・シヨルでろっぼうやきを何十個も買ってゆくひとを知っている。かつて、島でつくられた「連判状」に、自分の人差し指か小指を押して自分の賛意をあらわしたひとを知っている。こうした人びとに、「文芸作品や芸術作品を発表」していないことを理由に、あなたは「その表現手段をもっていません」、とだれがいえるのか。ところで、「その表現手段」との記述にある「その」とはなにを指していたのか、「生きた証」でいいのか、そうだとすると、では、なにを残せば、「ハンセン病回復者」はみずからの「生きた証」を「表現」したこととなるのか？また参照項としてとりあげると、「ハンセン病回復者」ではない、療養所外に暮らす人びとは、みずからの「生きた証」なるものを、どう「表現」しているのだろうか？両者——ハンセン病に罹ったことがあるひととそうでないひととの「表現」にどういった違いがあるのか、違いなどなにもないのか？

ハンセン病をめぐる療養所における「表現手段」とは、「文芸作品や芸術作品」か^{ゼロ}か、の二者択一となってしまうのか。現実にはけしてそうではない。療養所を監るものの視野が狭いから、そう監えてしまうだけのことだ。

第3の目にあたる「3)療養所看護師を聴き手として、ハンセン病回復者がライフレビューを語るということ」は、その冒頭には、「このような問題に対して、我々は、公益財団法人トヨタ財団^{〔マ〕} 2013年研究助成プログラムの助成を受けて、大島青松園の看護師が聴き手となり、ハンセン病回復者が自己の人生を振り返って語るライフレビューを行い、その回想録を生きた証として残す支援事業を行っています」の1文がある（ここで、「(p.10~11の図参照)」との附記があるので、それをふくめた10ページ分が第1節となるか）。ここにいう「このような問題」の「このような」とはなにを指すのか。わたしがよく使う嫌味な書き方をここでも用いると、さて、さきの引用文をふくむ本書の見開き2ページの文章を大学入学試験国語にを使って、「このような問題」のところに傍線か下線を引き、傍線部または下

線部にある「このような問題」とはなにか、〇〇字以内で記せ、という問いをもうけたら、正答率はどのくらいとなるだろうか。いいや、受験生ではなく、プログラムオフィサーや園長や総看護師長にぜひ解いてほしいところだ。

この第1章のI.の表題にも、また第3目のそれにもみえる「ライフレビュー」とはなにか。学生がよくやる、すぐネットで検索、を試みるとヒット件数は「約13,500,000(0.51秒)」！(Google、2017年4月3日)で、「【東急リバブル】ライフレビュー長津田」とか「ライフレビュー南町田 | 三井のリハウスで中古マンション検索」とか「(有)ライフレビュー住宅型有料老人ホーム」などのウェブサイトが表示された(「」内は実際の表記)。マンションの名によくつけられる単語なのか(早くもちょっと本書を読み疲れてきたのでこのあたりはささやかな閑話休題。もちろん、マンション以外に、志村ゆず編『ライフレビューブッカー高齢者の語りの本づくり』弘文堂、2005年、バーバラ・K・ハイトほか(野村豊子訳)『ライフレビュー入門—治療的な聴き手となるために』ミネルヴァ書房、2016年、といった本も検索結果としてヒットした。だがこれらの文献は「ライフレビュー」を考えるうえで必読ではないのか本書にはあがっていない)。

では、「ライフレビュー」を本書監修者はどのように考えているのか。つぎの段落へと本書を読み進めると、

この取り組みによって期待される効果は、まず、ハンセン病回復者にとっては、信頼関係のある良き聴き手を相手に、自己の人生を語ることで、辛い体験が浄化され新たな意味が見出されるカタルシス効果が期待できることです。特に、老いと迫りくる死、仲間の激減とコミュニティーの崩壊に直面するハンセン病回復者にとっては、看護師が全身全霊を込めて‘聴く’という行為が重要な支援となります。

とある。う〜〜ん(わたしが唸っているようすを文字であらわしてみた。漫画のふきだしだと、う〜む、となるはず)、さきの引用部分の第1文では、主語と述語はどれなのか? 「期待される効果は、〔中略〕効果が期待できることです」が主語—述語なのか。これまた大学入学試験で出題してみるとよいか? いいや、出題ミスとなってしまうだろう。理由は、

正答なし、となるから。ではせめて、冒頭の「この取り組みによって」というときの「この」とはなにを指すか、ではどうか。でもそのまえの段落も、「このような問題に対して」と始まっていたので、指示語をくりかえし使用してはひどく曖昧な文章となり、問題文としては不適切と排除されてしまうかもしれない。

正しいかどうかわたしには自信がないのだが、「この取り組み」を、「ライフレビューを行」うこととしたばあい、ここではその「効果」にまつわるなにかしらが記されてはいても、「ライフレビュー」そのものが説かれてはいない、とわたしには読めてしまうのだが。わたしの手許にある『広辞苑』にその語はみえない。「ライフレビュー」とは、辞書に載らないほどにだれもが知っている常識の範囲の日常語ということなのか。マンションの名としても用いられていることだし。

さらにつぎの段落、

また、看護師にとっては、聴く力と共感する能力を鍛え、ハンセン病回復者の半生に^{（耳）}に傾けることで対象理解が進み、これらの能力が、最期の瞬間までその人らしく生きることを支え、尊厳ある死を看取るエンド・オブ・ライフケアの実現を支えることとなります。

——「この取り組み」は「聴き手として」の「看護師」にも「効果」をおよぼし、それは「聴く力と共感する能力を鍛え」、「対象理解が進み」、そして「最期の瞬間までその人らしく生きることを支え、尊厳ある死を看取るエンド・オブ・ライフケアの実現を支えること」となる、というのだ。

ひとの能力を云云するよりもまず、本書監修者はみずからの執筆能力を鍛えたほうがよいとおもうのだが（「半生に耳に傾ける」???）、それをおくとしても、監修者は「ライフレビュー」なるものにかかわって、療養所で働く「看護師」たちが「聴く力と共感する能力を鍛え」なければならないと告げているのである。だれのことばを「聴く力」、だれと、だれに「共感する能力」なのか曖昧な文章だが、「ハンセン病回復者」ということなのだろう。

第3目の最終段落は、

最後の一人に至るまで、ハンセン病回復者を価値ある存在として尊重し生を支えることができるのは、大島青松園の職員であり、日常生活の支援の責任は看護師にあります。専門職としての質の高い看護実践能力を発揮できるか否かが、ハンセン病回復者の **Quality of life** に直接的に影響を及ぼします。本プロジェクトは、本書の出版により生きた証を残すことを支援するハンセン病回復者への直接的貢献と、質の高いエンド・オブ・ライフケアの実現に向けた貢献の2つを目指しています。

とある。なぜ、「エンド・オブ・ライフケア」はカタカナ表記で、「Quality of life」はアルファベット表記なのか。後者は英語なのだとおもうが、前者は何語なのか？やはり英語？いいや日本語？それはともかくも、引用部分の第1文は、「日常生活の支援の責任は看護師にあります」と「看護師」にうたっているのか（まあ組織としては、その最終責任は総看護師長か園長なのだろうが）、第2文も、「質の高い看護実践能力」をもつよう「看護師」にもとめたり勧めたりしているのか、そして第3文も、だから本書を読めと「看護師」につめよっているのか。この第3目は、ひいては本書は、だれにむけて執筆したのか、だれが読むことをもともとめて執筆したのか。

つぎの第4目にいたってようやく、さきにふれた副題の「^{つむ}瞑る」の音読の仕方がわかった。しかしあらたな疑問が登場——副題は短歌とわかった。ではその著作権のあつかいは？本書の副題には、高木佳子歌人の「深くふかく目を^{つむ}瞑るなり、本当に吾らが見るべきものを見るため」を選び、表紙を飾る書は、昭和50年代にハンセン病療養所（大島青松園以外）に勤務した医師で、語り手と同世代を生きた齢80歳を越える書家（匿名）にお願いしました。高木佳子歌人も書家も、東日本大震災で被災しておられます。

とのこと（語り手と医師とは同世代、という表現はあるが、同世代を生きた、には違和感あり。同時代を生きた、がよいはず、だとおもう、わたしは）。この箇所では、歌人の作品に「」をつけて、文章のなかでほかの文辞と区別がつけられている。ここの見開きとなる右ページでもおなじ。しかし本書副題、本書カバーの書、それと同一の本体表紙と口絵の書のどれもについて、本書監修者や編者や著作権者や執筆者ではないものによる文言

だとか作品だとか明示されてはいない。しかもさきにみた本文では、「」をつけてはいるが、その出典は明記されていない。これは引用や借用や選択（監修者にして執筆者は「選り」と記している）の手続きとして、きわめて不適切だ。仮に原著者である歌人の許諾を得てここにその作品の全体（1首でも1作品の全体）を転載したのだとしても、その断り書きが必要となろう（はずだ、とわたしは、おもう）。

ここで本書に引用された短歌が載る原典の書誌情報を示そう。著者、「高木佳子」、書名、「歌集 青雨記 せいうき」、発行所、「いりの舎」、発行地、東京、発行年、「平成 24 年」。さきの短歌は同歌集本文の最終ページ（198 ページ）にあった。「深くふかく目を瞑るなり本当に吾らが見るべ／きものを見るため」（／は原文での改行をあらわす。以下同）。

わたしの同僚に文学研究者がいる。彼女にわたしが調査と研究の対象としている大島青松園在園者による詩をみせ、感想をもとめたところ、転載したものでは原文のようすがわからないので、なんともいえないとの応答があった。どこで改行しているのか、改行して字下げをしているばあい、それは何字分なのか、などなど、掲載された紙面の厳密なようすがわからなければならないというのだった。

文学研究を専門としていないわたしには、これが彼女に固有の厳格さなのか、また紙面のようすは詩を解釈したり理解したりするときどうしても必要な情報なのか、わからない。ただこうした、作品への厳しいむきあい方がある一方で、作品の記し方に無頓着であるだけでなく、著作権を尊重しているとはとてもいえない執筆者にして、しかも本書監修者なるものの姿勢や態度に、わたしは驚くばかりなのである。

断りのない読点の挿入は、作品の改変ではないか。しかも、そこに読点をうたなければならないという絶対の準則はない。このばあい、読点がないからといって音読できなかつたり読み誤ったりする恐れは、まず、ない。

本書監修者のやり方では、国立国会図書館もそのほかの公共図書館も amazon も Honya Club も、そしてわたしも、本書の書名を副題もふくめて記すたびに、歌人の著作権を侵害しているのではないか、歌人の作品をかつてに改変しているのではないか、そして、天罰、

仏罰、神罰がくだるのではないかと、空恐ろしくなる。

本書4ページ、第1章1. I. の4)で歌人の作品を転載してあるそこからすぐ右へと目を走らせると、となりの5ページには、「私たち医療関係者が判断を誤り、対象者の尊厳を蹂躪した時」という記述が目にとまり、一瞬、本書監修者が歌人の作品にたいするみずからの過ちを懺悔しようとしているのかとおもった。もとにもどろう。

監修者はこの歌人の作品を、なぜ必要としたのか、それをどう活用しようというのか。

17名のハンセン病回復者の語りは、極限状態を生きてきた者にしか語れない人生の深みと重みに満ちたものでした。高木佳子歌人の「深くふかく目を瞑るなり^[ママ]」の歌が象徴するように、17名の人生の語りから、普遍的真理として何を見出すのかが、我々に問われているように感じています。

と監修者は記す。歌人の作品はなにを「象徴する」と監修者がいっているのか、本書のこのあたりを読んでも、わたしにはよくわからない。「普遍的真理」に重点があるのか、「我々に問われている」（ここにいう「問われている」にある助動詞は、自発、受身、可能、尊敬、のどの意味か？）というとき「我々に」が重要なのか、「問われている」というところが要点なのか、わたしには監修者の意図がつかめなかった。さきに引用した2つめの文は、きちんと文意がとおっているのだろうか。

そのつぎに、「例えば」と副詞を入れて、本書監修者は、「無癩県運動の盛んな時代に、我が子がハンセン病と診断されたご両親の苦悩の深さ、激しい差別の中で我が子を想い守ろうとする愛情の深さは、計り知れないものがあります」と記す。そして、「これは、現在、難病や不治の^[ママ]病の子どもを抱えご苦労されているご両親にも共通する、親としての普遍的真理であると考えます」とも、「また、‘極限を生きる’という意味では、震災体験、戦争や原爆体験、重篤な^[ママ]病いにより迫り来る自らの死に直面せざるを得ない方々の体験とも共通」するともいう。わずか1ページの3行のなかに、「病」と「病い」の表記が混在している。出版社編集者も見抜けない、ほんのちょっとした瑕。それはともかく……。

ここもまたよくわからない記述とわたしにはみえてしまう。「計り知れない」といいたい

のか、それでも「普遍の真理」であり「共通」する体験でもあるので、はかり知れる、というのか。この第4目はその末尾に、「本書はぜひ、今現在、人生の苦しみを抱え艱難の中にある方々に手にとっていただき、ハンセン病というスティグマとともに極限を生きてきた先人の苦悩と英知から、生きる知恵や勇気を感じ取っていただければと願っています」と記されて終わる。「極限を生きる」「極限を生きてきた」とは、だれが、なにをもとに、なにをとるために、そう判断したのだろうか。それは「極限」だと形容されてしまったがゆえに、その状況のていどやどあいがどうにも傍目には「計り知れない」のだが、しかし、それは「極限」の状況であるがゆえに、それよりはいくらか、あるいはおおいに、ていどの低い、弱い、軽い苦しみを生きているものにとって参考になる、ということなのか。本書監修者は、「極限」の語を用いて、なにが、どのようなていどやどあいであると形容しているのだろう。

「次世代に語り継ぐこと」と題されたつぎの目では、監修者の娘が「ハンセン病に興味を持った」こと、「大島を訪ね」たこと、そして、「解剖台」の絵を描いたことが示される。本書の副題として転載され、監修者による本書第1章の1.でもくりかえし転載された歌人の作品への「中学3年生の彼女なりに考えた〔中略〕答えが、この「解剖台」〔の絵〕なのでしょう」とのこと。その「解剖台」とは「かつて、大島青松園に入所したハンセン病患者は、亡くなった後に解剖され、解剖台の上で、湯灌と称してデッキブラシで身体を洗い、茶毘に付されたといひます。もちろん、解剖は医師の手によりますが、その後の弔いに至る全ての過程は患者の手で執り行われました」との内容を在園者が語ったという、その「解剖台」について、「その後、誰かの手によってこの解剖台は瀬戸内海に打ち捨てられました、月日を経て大島の浜に打ち上げられました」と監修者が記した。

これを読むと、「かつて」は、「大島青松園に入所したハンセン病患者は」みな、「亡くなった後に解剖され」たうけとられてしまう恐れがあるが、これは事実と反する。また、解剖、湯灌、茶毘の順でおこなわれたと読めるが、はたしてそうか。さらには、解剖されたのち遺体はみな「解剖台の上で、湯灌と称してデッキブラシで身体を洗」われたかのよう

であるが、これまた、そうなのか（本書第9章225ページを本書監修者は読んだのか！）。この「解剖台」は、2017年5月時点でも大島での展示を確認できるコンクリート製のそれを指すとおもうが、重機で海岸から引きあげなくてはならなかったほどに重いそれが、「浜に打ち上げられる」ということがあり得るか（「水中から陸へあげる。特に、波が物を漂わせて陸へあげる」『広辞苑』、「波が岸にうち寄せて、物を陸に運びあげる」『精選版日本国語大辞典』、「波が物を陸に運びあげる」『明鏡国語辞典』。大島にはときにすさまじいほどの荒浪が打ち寄せるようだ³⁾。「打ち捨てられましたが、月日を経て大島の浜に打ち上げられ」たのではなく、投棄されたままではないのか。このあたりの記述もずいぶん杜撰にすぎる。

なお、本書口絵の「2. 患者への非人道的処遇の一例」として、「使用されていた当時の解剖台」と「大島の浜に打ち上げられた解剖台」とのキャプションがそれぞれについて2葉の写真があり、それらの「写真提供」者ひとりの氏名が明示されている。これら「解剖台」の写真をめぐるようすを知るわたしは、2葉の写真の前者は、この提供者が写真の複製を本書監修者に渡したことがあり得ても、しかしその原版は提供者が所持していないと断言できる。ただし後者はまちがいなく、この提供者みずからが撮影し、同人が写真の原データも所持している。

わたしがこの前者の解剖台写真を初めてみた機会は、テレビ番組の映像だった。NHK Eテレで2013年10月12日に放送されたETV特集「僕は忘れない～瀬戸内 ハンセン病療養所の島～」でその写真が映しだされた。そこでは個別資料の提供者は明示されていなかったが、番組終了間際の字幕で、「資料提供」として3名の人物の氏名と、1機関の名称が示された。NHKがあげた「資料提供」者のうちの1名と、本書のさきの「写真提供」と

³⁾ たとえば、「津波で陸地に打ち上げられた巨大な漁船が」という表現があるが（「気仙沼に今も残る巨大漁船どうする」J-CAST ニュース、2013年3月30日付、2017年6月10日閲覧）、「巨大な漁船が」うちあげられたからといって、コンクリート製の解剖台がうちあげられるといい得るか。また、「宮崎市の海岸で、小型のクジラ「ユメゴンドウ」7頭が打ち上げられているのが見つかり」との報道があった（dNHK 全国ニュース 2017年6月10日19:04配信）。「小型」だからよいということではなく適切な表現だろう。

が同一人物である。

このあたりの記述がいくらかまどろっこしいとわたし自身感じている。その理由は、本書監修者がいうところの「写真提供」者に迷惑をかけたくないがためであって、それだけのことにすぎない。この解剖台がおそらく使用されていた当時の写真は、NHKが「資料提供」と示した1機関である国立ハンセン病資料館にある。ただしそれは原版なのか複製なのか（もとより写真をめぐってそれが複製か否かを問うこと自体が不毛かもしれない。厳密に言えば、最初の紙焼き写真か否か、となるか）。

2017年4月14日に大島青松園入園者協和会で、写真調査をしているときに、同園在住者から提供された冊子『ハンセン病資料データベース／登録データ一覧／大島青松園調査分／平成17年9月／日本財団助成事業／©ふれあい福祉協会、笹川記念保健協力財団、日本科学技術振興財団』に、番号「10900097」、キャプション「解剖台」の情報がつけられた当該写真が掲載されている、と知った。同冊子の写真左の3つの欄は、それがなにをあらわしているのか凡例がなくわからないのだが、ほかの写真を参照すると、上段が撮影にかかわる年月日、中段が被写体の情報（たとえば「四国新聞」など）、下段はすべて「大島青松園」となっている。この冊子に掲載された「解剖台」写真の原所蔵者がだれであるか、そこには情報が明示されていなかった。

ただし冊子に掲載された写真のデジタル画像のデータベースがある。「全療協大島支部／入所者自治会事務所」でその端末を借用した。そこではさきの「解剖台」の写真についての情報として、「【資料番号】10900097」「【資料名称】解剖台」「【所有者名】大島青松園自治会」「【製作時期】昭和40年」をあげている。資料番号はさきの冊子のそれとおなじ。「所有者」や「製作」とは、「解剖台」のそれなのではなく、「解剖台」を被写体とした写真についてなのだろう。曖昧な記述があるなかで、「製作」とは写真の撮影をいうのか、その時期がとてもはっきりしている。この記載内容が正しければ、このときまでくだんの「解剖台」が療養所の施設内にあったこととなる。大島青松園の「解剖台」をめぐっては、その

情報がとても少ない⁴⁾。さらに検証が必要となる。

なお、2017年の4月下旬と5月上旬にさきの事務所で、写真アルバムやそれを保管してあるロッカーを調べたが、その「解剖台」の写真はみつからなかった。

この日本財団助成事業の実施年月が2005年9月。さきのNHK番組の放送よりもずいぶんまえに調査がおこなわれていた。そうするとやはり当然のこととして、大島の療養所にある設備の写真原版は大島にあり、国立ハンセン病資料館がその複製をどういう機会にか入手したというところか。

みずから「監修」した図書に記載された事項の責は、その一切を「監修者」が負うべきだと、わたしが指摘するまでもなくそれが常識のはずなのだが、こと写真1葉にかぎってもこの杜撰さには目を蔽いたくなる。もちろん、この写真にかんしての不備は、「写真提供者」とされてしまった同人にその責があるのではなく、それを負うべきは本書監修者であり本書著作権者であり、本書出版社である⁵⁾。

ここにあげた本書に責をもつ(はずの)ものたちは、原版所蔵者名をあげたわけではなく、あくまで「写真提供」したものの氏名を示したのであって、その人物が自分たちに「写真提供」したことは事実だといいはるかもしれない。「写真提供」者もまったくの善意から自分のもっている写真をさしだしたにすぎないことは確かだろう。どこに問題があるのかとの反撥も予想される。

問題はある。かぎられた情報しかないことがらをめぐっては、小さく些細な情報であっても、できるかぎりそれにふれたものがつぎへと継いでゆく必要がある。施設内にある備品のたぐいの写真が、いつ、だれによって、なにのために撮られ、それがそののちどうな

⁴⁾ 阿部安成ほか「コンクリート塊の牽引—瀬戸内国際芸術祭 2010 の解剖台展示とハンセン病療養所における死をめぐる生活環境」『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第8巻第1号、2011年10月。

⁵⁾ 本書には口絵6ページに32葉の写真が掲載されている。そのキャプションのいくつものがひどく杜撰で、たとえば、「昭和天皇の大島への行幸」とあるが昭和天皇が大島に渡った事実はなく、「患者が結成した劇団」に「共楽座」という名称はなく、「ヴォーリズの建築した大島療養所礼拝堂」という名称の建造物はない。とくにヴォーリズ建築については、掲載された写真3葉のすべてに「大島基督教会／霊交会礼拝堂」と印刷してあるにもかかわらず、それが読めなかったのだろうか、どえらい誤記だ。

っていったのかは、療養所とそこを生きてきた人びとについて考えるときに重要な情報となる。だから、さきのデータベースをつくったものも、写真の「製作時期」をどのようにして確定したのか、「時期」だけでなくそれが判明した経緯の情報も明示する必要があった。

さらにこの「解剖台」には、展示の端緒となる再発見というべき事態があり、しかしそれが適切に報道されなかったという仔細があった。わたしの知るかぎり、大島の西海岸に投棄されたままとなっていた解剖台を引きあげるきっかけは、ひとりの大島青松園在園者がつくった。けれども、わたしがみたかぎりの新聞報道のすべてが、展示される解剖台については、ふたりの人物の名しかあげなかった。ひとは自治会会長、もうひとりが瀬戸内国際芸術祭 2010 の大島会場ディレクターだった。さきにわたしがあげたひとりの在園者が、本書に解剖台の「写真提供」をした当人である。海岸に投棄されている状態の解剖台写真を撮ったものは、彼ひとりだと断言してよい。その 1 葉が本書にも提供されている。彼しか撮り得なかった唯一無二のショットだ。本書監修者は、そうした経緯をこの写真から剥ぎ取って本書の口絵に挿し込んでしまった。しかも彼だけが撮ったほかのショットを娘のイラストの原画としたにもかかわらず、その経緯へ目配りをするすらしなかったのである。わたしには、これが歴史の着服にみえてならない。

なお、本書に掲載された「大島の浜に打ち上げられた解剖台」の写真は、その「写真提供」者とわたしの共著である稿にすでに掲載されている（脚注 4）。学問の領分には似つかわしくない術語を使うと、先行する成果にたいしてなにかしらの断り書きを入れることが仁義ではないか。おそらくは本書監修者が任侠の理を弁えていないのではなく、たんに先行する関連文献を知らなかっただけなのだろう。無知は笑ったり呆れたりし得ても、それを罰することはできない。失礼した。ただ、この監修者は、解剖台の写真についてにとどまらず、この解剖台が展示されるにいたった経緯を、そしてそれについての記録をどれほど知っているのか⁶⁾。

本文にもどると、歌人の作品のいうところへの「答えが、この「解剖台」なのでしょう」

⁶⁾ 脚注 4 参照。

という監修者の記述がわたしにはうまく理解できないのだが、よくわかることは、その口絵にある「イラスト」を描いた監修者の娘は、大島の波打ち際に棄てられていた解剖台をじかにみたわけではないということ。あくまで展示されている解剖台しかみることができなかったはずだ。さきの「写真提供」者が撮影した、本書口絵に掲載された写真とはべつの1葉をみて描いた「イラスト」だといってよいはずだ。わたしは、この「イラスト」とほぼおなじ角度で「解剖台」を撮影した1葉を、さきの「写真提供」者からうけとっている。

もちろん、写真をみて「イラスト」を描いてはいけない、写生画とすべきだった、といっているのではない。監修者は、「次世代に語り継ぐこと」と題した目において、娘の訪島と作画などをとりあげて、なにをうったえたかったのだろうか。「ハンセン病回復者の方々の苛酷な体験について、娘」と「語り合う時間を持ち」、それにみあう「答えが、「この解剖台」なの」だと納得できる応答をし得た「次世代」の代表として、自分の娘を披露したということなのか、「ハンセン病回復者の方々の苛酷な体験」を「語り継ぐこと」のいわば継ぎ目となった「次世代」の代表として自分の娘を紹介したということなのか。ただその「解剖台」の「イラスト」をとおして、彼女がどういう「答え」をだしたというのか、それは読者に充分にわかる説述には価しない文章が監修者によって記されている。すくなくともわたしには、その「答え」がなになのか読みとることができなかった。

大島の療養所であつて使用されていた「解剖台」が、いま展示品として大島にあることと、さきの歌人の短歌とを、本書監修者であれその娘であれ、どう結びつけているのか、関連させてなにを考え、なにを伝えようとしているのか、本書を読んでもわたしにはなにもわからなかったのだ。

だがひとつ、わたしに、はっきりと読みとれたことがある。それは、「ハンセン病回復者の方々の苛酷な体験」が「次世代に語り継がれたこと」の一証左として「解剖台」が活用されたということである。いいや、正確に書きなおそう、「解剖台」を描いた自分の娘の「イラスト」が活用されたのだ。

さきにもふれた記述をここでもみると、「私たち医療関係者が判断を誤り、対象者の尊厳を蹂躪した時、患者の人生のみならず、家族や親戚縁者の人生にも根深い禍根を残すことを、ハンセン病回復者の語りは教えてくれます」——「判断を誤」ったもの、「尊厳を蹂躪した」もの、それによりひとの人生に「根深い禍根を残」してしまったものが、それらにみずから気づくというのではなく、それらを被ったものたちの「語り」が「教えてくれる」、「ハンセン病回復者」たちから「教え」られる——いまよく使われる表現だと、彼ら彼女たちに「教えて」もらう、「教えてくれる」、という姿勢を、監修者自身が記している。そのうえで、「生命倫理の4つの原則、自律尊重 (respect for autonomy)・善行 (beneficence)・無危害 (non maleficence)・正義 (justice and/or equality) の全ての原則が脅かされた場が、強制収容のまかり通った嘗てのハンセン病療養所です」との判断をみせている。ここにいう「嘗て」とは、いつからいつまでを指すのか (見開き2ページに「かつて」と「嘗て」が混在)。「脅かされた」とはどういう意味か——脅かす、を「安全な状態を損ねて危うくさせる」(『広辞苑』)、「地位や身分などを危うくさせる」(『精選版日本国語大辞典』)、「危険な状態にする。危うくする」(『明鏡国語辞典』)の謂だとすると、前記の「生命倫理の4つの原則」が「嘗てのハンセン病療養所」で危うくされたが、損なわれはしなかったということなのか、原則が無視されたり無効とされたりしたのではなく、そうなる恐れがあったということなのか。曖昧な表現だ。

なお「生命倫理の4つの原則」をここであげるのに、わざわざ英単語を記す意味や意義がわたしにはよくわからないのだが、英単語の誤記はちゃんとわかった。わたしが賢いのではなく、その英単語を本稿において入力したとき、MicrosoftのWORDがちゃんと赤波下線を引いたのだ (いうまでもないかもしれないが、その赤波下線のところでマウスを右クリックすると正しいスペルの単語が表示される。ありがたい。ただしバージョンによってその機能は異なる)。

余談だが、学部生のレポートで、1945年8月6日に広島に原子爆弾が落された、とだけ記されたのであれば、その記述になにも問題はないのだが、1945年8月6日にリトル・マ

ンと名づけられた原子爆弾が広島に落された、と記されているは、これは減点せざるを得なくなる。あーあー残念、という実際にあったレポートをおもいだした。

「さらに」とつづけて、「「恐ろしい伝染病」「血筋の病」「天刑病」などといった間違った先入観やスティグマを有する疾患に罹患した時、不特定多数の人々で構成する世間が、患者と身内を追い詰める‘脅威’となり、皮肉にも、患者の人権を蹂躪したと言われる療養所の存在が、不特定多数の‘世間の脅威’から患者を守る防波堤としての機能の一翼を担っていたことを、ハンセン病回復者の語りは示しています」という。だんだんと言葉尻をとらえている気がしてしまうのだが、たとえるのであれば、療養所は「防波堤」そのものではなく、それによって囲われた場所というところだろう。それもまあともかく……。

このあとの記述で監修者は「それはハンセン病という過去の話ではなく〔中略〕スティグマが生み出されるプロセスと新たなスティグマを有する疾患への対処など、様々な問題を提起します」と説くのだが、「スティグマが生み出される」と記す一方で、2回もくりかえされた「スティグマを有する疾患」とは誤解を招く記述ではないか。これでは、スティグマをあらかじめ、もともと、「有する疾患」があることとなってしまうかねない。そうではなく、「スティグマ」とはあくまで「疾患」につけられるものではないのか。『広辞苑』にすら「スティグマ」の語が掲載され、それは「社会における多数者の側が、自分たちとは異なる特徴をもつ個人や集団に押しつける否定的な評価。身体・性別・人種に関わるものなど」（傍点は引用者）と説かれているのだから、本書の記述では言葉が足りない。

監修者はくりかえし、「ハンセン病回復者の語り」の効能を説く——「教えてください」「示しています」と。「ハンセン病回復者の語り」の効き目やはたらきといい換えてもよいだろう。これは、その「語り」を自分で聞いて初めてわかったということなのか、聞けばわかると想定してはいたけれども、なかなか聞く機会をもてず、ようやく聞いて、その効能を実感したということなのか、類似のいわゆる聞きとりや聞き書きがこれまでもあったが、それらからうけとめられなかった効能を、自分自身で聞くことでやっとなつかむこと

ができたということなのか⁷⁾。本書の記述は、やはり、言葉が足りない。

「次世代に語り継ぐこと」と題された目の末尾には、本書のいわば宛て先が記されている。

本書は、生命倫理について再考する書として、またハンセン病者の経験した苦しみを二度と繰り返さないための教訓の書として、次世代の医療および医療行政を担う医学・看護学・薬学などの医療系学部の学生に、また人と深くかかわる社会福祉学・臨床心理学・教育学部などの学生に、さらに、不特定多数の世論を作る将来の大人たち、つまり現時の小学・中学・高校生・大学生らの青少年に、人権について考える書として、ぜひ一読いただければと願います。

とのことだ。結局は、だれにも読んでほしい、ということなのだろうが、いま療養所で働くひとたちは特記する必要がなかったということなのか、そして、いま療養所に生きるひとたち、そこで暮らすひとたちも、監修者のいわば連絡先一覧には、その名が記されていなかったということなのか。

さきに書いた、わたしが本書に感じた功利を旨とする「ハンセン病回復者の語り」の聞き方は、つぎの第6目の表題にもきちんとあらわれている——「ハンセン病回復者の‘英知’を未来にどう生かすのか」。その冒頭で監修者は、「我々の今後の課題は、極限状態を生き抜いたハンセン病回復者が人生を賭して得た‘英知’を、未来の問題解決に活かすことです」とかかげた。わたしは、本書（ここではわずか3行分の文章）にみえる表記が混在する細かな点が気になってしょうがないのだが、執筆者も出版社の編集者もまるで頓着

⁷⁾ 大島の在園者を対象としたまとまった聞きとり記録には、『青松』通巻第487号（1993年5月）から同誌通巻第588号（2003年6月）まで断続して掲載された「聞き書き・それぞれの自分史」全32回、香川県健康福祉部薬務感染症対策課編『島に生きて—ハンセン病療養所入所者が語る』上巻、下巻、香川県健康福祉部薬務感染症対策課、2003年、がある。さきにあげた冊子『ハンセン病資料データベース／登録データ一覧／大島青松園調査分／平成17年9月／日本財団助成事業／©ふれあい福祉協会、笹川記念保健協力財団、日本科学技術振興財団』には資料番号「10900329」、キャプション「聞き書き・それぞれの自分史」として2葉の写真があり、カセットテープの背を写した写真には30本、その表を写した写真には12本のテープが写っていて、後者からは話者の氏名が読みとれる。写真左の欄にはうえから「平成5年～」「大島青松園入所者自治会」「大島青松園」の記載がある。これらカセットテープは2017年5月上旬の時点で自治会事務所内でみつかっていない。

しなかったのだろう。「将来の大人たち」となるいまの小学生、中学生、高校生、大学生たちにはぜひ、こうした細かなところにもよくよく注意して文章を書く能力を養ってほしい。本書はそのためのよい教科書となる。

ただ、職場で同僚と、ある業務にかかわって、WORD でいうところの「揺らぎ」「間違いやすい同音語」表記について話題となったとき、執筆者によっては、意図して使い分けられているばあいがあると知らされた。じつはわたしのこの稿も、ある動詞の表記を漢字と仮名で使い分けていたのだが、本書の「かつて」「嘗て」「生かす」「活かす」はそうした使い分けなのだろうか、その効果がわたしには理解できない（たとえば、進める／勧める、の違いとは違うはずだ）。複数の辞書を見ても、さきの2組2語のとくに使い分けるべき語意の違いは記されていないかった。

それはともかく、なにを、どう活かすのか、「ハンセン病回復者の‘英知’」とはなにか、それをどう活かすと記載されているのかをみよう。

「たとえば」と事例が示される。

太平洋戦争当時の生活困窮を、瀬戸内の孤島で生きたハンセン病患者がどのように生き延びたのかを示した語り³⁾では、各々のハンセン病患者が、開墾・井戸掘りなどの【1.自給自足の生活防衛】を図ると共に【2.苦境を乗り越える人間的逞しさ】を有していたこと、あらゆる職種が揃い【3.難局を乗り越える知恵者が結集】し、自警団などの【4.自主自衛のための組織形成】をしていたこと、更に盲人などの【5.弱者を守る互助相愛の思想と互助システム】を有していたこと、すなわち、隔絶された孤島の孤立無援の中で、患者自らの力で、成熟したコミュニティーを形成し、難局を乗り越えていたことが示されました。ここにあげられた諸点の具体相は、後注の3)にゆずるとのことなのだろう。

この点の詳細は、注記された稿での議論をふまえてのちに論じるとして、「すなわち」という副詞以降の記述をとりあげよう。「太平洋戦争当時の」との限定された時期とはいえ、「隔絶された孤島の孤立無援の中」という療養所のようなすは正確な記述といえるだろうか。おそらく監修者は、「ハンセン病回復者の語り」を聞いた（あるいは、その記録を読んだ）

のだろうが、「ハンセン病」者たちが「太平洋戦争当時」にみずから執筆し編集し、そして刊行した記録は、読んではいないにちがいない⁸⁾。それらの記述は、隔離施設であつてもけして「隔絶された孤島の孤立無援の中」ではなかった療養所のようすをあらわしている。本書監修者は大島で、百歩譲って、耳を澄まして（あるいは、目を皿のようにして）、「ハンセン病回復者の語り」を聞いた（あるいは、その記録を読んだ）のかもしれないが、大島で目を見開かせてそこに残る記録を読むことはしなかったといわざるを得ない。ここにもその視野狭窄があらわれている。

それもまたともかく、では、どう活かすのか、については、

これは来るべき東南海トラフ地震で、過疎地を中心に出現するであろう孤立地域が、コミュニティとしての自主自衛の機能をいかに高めておくのか、被災後も自律・自立性を維持できる自己完結型のコミュニティをいかに形成するかについての示唆を与えます⁴⁾。

とのこと。後注の 4)には、「近藤真紀子（研究代表者）：ハンセン病と戦争体験の英知を活かした被災コミュニティレジリエンスモデルの構築、科学研究費補助金（学術振興会）、挑戦的萌芽研究（平成 27 年～29 年）（課題番号：5K15797）」と記してある。ここであらためて、わたしにとって不可思議な記述に遭遇した。本書 9 ページには、「脚注」と「引用文献」との見出しがあつて、「脚注」のそれが 9 ページにいちばんうえに記してある。それは、「現在の入所者は、ハンセン病が完治しているので患者とは呼ばず」云々と呼称と表記についての注記だった。しかし、これが「脚注」なのだろうか？（ページのうえにあるから頭注だといいたいのではない！。『広辞苑』は「書籍などの本文の下方に注を記すこと。また、その注」と「脚注」を説くが）。そして、わたしが後注と呼んでいたその注は「引用文献」を示しているとのことだ。科学研究費の題目や課題番号が「引用」すべき「文献」

⁸⁾ 大島では第二次世界大戦の戦時下である 1944 年から 1948 年まで手書き手綴じの「廻覧雑誌」がつくられていた。その『青松』については、阿部ほか「後続への意志—国立療養所大島青松園での逐次刊行物のその後」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.116、2009 年 9 月）を参照。同誌のリプリント版刊行を 2017 年に予定している（近現代資料刊行会）。

なのだろうか。しかも実施中で報告書も完結していないはずの研究課題のようなのだが。

「KAKEN 科学研究費助成事業データベース」を閲覧した(2017年4月10日)。この研究課題の「2015年度実施状況報告書」がみられる。「研究実績の概要」として、

ハンセン病は強制隔離・強制労働など負の遺産として語られることが多いが、本研究では、後期高齢者となったハンセン病回復者のもつ英知を、今後起こり得る南海トラフ巨大地震での復興に生かすことを試みる。まず、ハンセン病患者が、強制隔離時代の貧困生活をどの様に過ごしたかについての語りより、①自給自足の生活防衛、②苦境を乗り越える人間的逞しさ、③難局を乗り越える知恵者の集結、④自主自衛のための組織形成、⑤弱者を守る互助相愛の思想と互助システム、⑥外からの支援を勝ち取る闘い、⑦生き延びるために代償を払わなくても済む救済システムの7つ英知によって、過酷な生活を乗り越えたことが明らかになった。

ここにある①から⑤は、さきにみた本書の後注 3)であきらかになったと示された諸点と重なる。ただ、本書にはさきにみたとおり「自己完結型のコミュニティーをいかに形成するかについての示唆を与えます」と記されていたところをふまえると、ここに引用した報告書にある「⑥外からの支援を勝ち取る闘い」とはどうとらえればよいのか、このかぎられた少ない文章からそれを理解することはわたしにはできなかった。

余談かもしれないが、ここでは「南海トラフ巨大地震」とのこと。本書では「東南海トラフ地震」だった。いちおう地震をめぐっては、東海、東南海、南海の区別があり、南海トラフはあっても、たぶん東南海トラフとはいわなそうなのだが(気象庁HP参照)、本書監修者にとっては、どこの海のどの地震でもよいのだろう。ホークス・ファンにどやされるかも。

さらに余談のおまけとなるが、さきのデータベースには、この科研費による「研究課題／領域番号」は「15K15797」と記してあった。科研費のデータベースと本書の記述とどちらが正しいのか(そのまえに違いがわかるか?「課題番号」(本書)と「研究課題／領域番号」(データベース)だから違っていいのか?)。

監修者はこの目の末尾につぎのとおり記した——「我々は、人権蹂躪の教訓としてのハンセン病の負の歴史と、ハンセン病回復者が過酷な人生を通して得た‘英知’の両方を後世に語り継ぎたいと考えています」（傍点引用者）。ハンセン病をめぐるしばしば好まれる「負の歴史」という言葉遣い。そしてもうひとつ、ここにはハンセン病をめぐる用いられる定型の文体がある——「負の歴史」であるにもかかわらず、「英知」があらわされた、との逆接の文体である。ここには、「負の歴史」には「英知」など見出せるはずもない、とのひとがしばしばそれにとらわれてしまう先入観や先験性や自明性や常識といったものの、あまりにも露骨な反映の裏返しがあるのではないか。さらにくりかえしになるが、監修者がおこなったという（実際には「看護師」が「聴き手」になったと明記されているが）この「ハンセン病回復者の語り」の聞きとりがなければ、監修者のいう「英知」はあきらかにならなかったのだろうか。さらにもうひとつ、監修者が観取した「英知」がなかったとすれば、「ハンセン病回復者の語り」は聞くに価しないとなるのだろうか。そのとき「負の歴史」というときの「負」とはなにをあらわしているのだろうか、また、「英知」を見出せたとして、同様にその「負」とはなにを意味することとなるのだろうか。

ここでわたしは、ハンセン病をめぐるおうおうにしてみられる、あまりに定型の文章によって見えなくなってしまう思考の中身を問うているのである。型にはめた記述はかんたんだ。自分で考えなくてよいのだから。思考の中身、ではなかった。無思考の空っぽさだ。

第1章1.のI.の最終目は、「大島青松園の今後とハンセン病回復者の願い」と題されている。その冒頭で、「大島青松園は、13^[ママ]箇所の国立ハンセン病療養所の中で唯一離島に存在し、交通手段が官用船であるため、たとえば、島外の高齢者を受け入れて一般の高齢者福祉施設として存続を図るなど、将来の存続発展の方略を構築しづらい状況があります」という。わたしにはとても不思議なこととして、いまそこで暮らしているひとがいる施設の「今後」を考えようとするとき、「将来の存続発展の方略」といまでもそこで生きているひとの「今後」とをつなげて構想しようとする姿勢がない議論は、とてつもない暴力と見え

てしまうのだ。さきに本書監修者は、「ハンセン病回復者の‘英知’を未来にどう生かすのか」と題した目において（それにしても、この‘ ’の記号はなにを意味するのか、それが見つからない、英知、ではまずいのか。本書には‘ ’が見つからない英知の表記もある）、療養所にみられた「成熟したコミュニティー」のようすが、「来るべき東南海トラフ地震で、過疎地を中心に出現するであろう孤立地域」の「コミュニティー」のありように「示唆を与えます」と記していた。一方で、それよりもまえのページでは、「老いと迫りくる死、仲間の激減とコミュニティーの崩壊に直面するハンセン病回復者」とも指摘していた(3)。「ハンセン病回復者の‘英知’」は、この自分たちの「コミュニティーの崩壊」にはなんの効力もないということなのか。これからおこるかもしれない危機には役立つかもしれないが（しかも他者の）、いま「直面する」「コミュニティーの崩壊」には有効ではなかったということなのか（しかも自己の）。

それはともかく（とたたづけてしまっはまずいのだが。ひとまずここではおく）、「大島青松園は、13箇所国立ハンセン病療養所の中で唯一離島に存在し」ととらえてみせることであらわされる問題点や課題があることは、わたしにも理解できると述べたうえで、研究者によるこうした断定がもたらす危惧も指摘しておこう。宮古南静園は「離島に存在」してはいないのか、奄美和光園は、沖縄愛楽園はどうなのだろうか。わたしは、宮古南静園での調査で、医師から宮古では、本土との、というよりもむしろ、本島との格差があると聞いた。これは「離島」ゆえの事態ではないのか。他方で、長島をもはや「離島」とはいえないだろうが。

もとより、島であるがゆえに、大島ではいまも、（あるいはかつて）、移動や水の便をめぐる苦勞がある。風や霧で船が欠航となったり早明浦ダムの貯水量によって入浴が制限されたりするというぐあいだ。だが、鉄道の最寄駅からの移動はというと、たとえば、JR高松駅から大島までとJR邑久駅から長島まででは、前者のほうがはるかに楽で早い。もちろん、船が動けばという条件つきだが。また、かつて瀬戸内三園での会議や卓球の試合などでは、いわゆる「お召し列車」に乗らずとも船で移動できたということは、島ゆえの利点

ともいえよう。制約がもちろんあるとはいえ、かんたんに「離島」だからといってその不備や悪条件を指摘するだけでかたづけは、島の実態とはかけはなれてしまう。たんに離島だから云々と記せるものは、島をどれほど知っているのか。よく知りもしないのだろう。

大島青松園に暮らす「ハンセン病回復者の願い」とは、監修者によれば、「雑木林に覆われ猪の駆け回る島にはなあってほしくない」「自分達が誰一人いなくなった後も、大島にかつてハンセン病患者が住んでいたことを思い出して、訪ねて欲しい」とのことだ。確かこの数年にわたって、大島での猪による被害を聞くことが多くなった。わたしも島にゆくといくどか、猪の足跡、掘り返した跡をみている。しかし、「既に、入所者数よりも猪の数が多くなりつつありますが」と記す監修者は、その頭数を確かめたのだろうか。本書が刊行されたころの「入所者数」は「68人」（「大島青松園入所者数・年齢別数等概況／平成27年11月1日現在」『青松』通巻第685号、2015年12月）。68よりも多くなりつつある頭数の猪が大島にこのときいたのか。その頭数をどうやって本書監修者は把握したのか、猪を集めて点呼でもしたのか。

「唯一離島」をめぐるようす、「猪の数」、どちらも、はしなくも、監修者の不確かな臆断が事実として示されてしまったとみえてしまう。誇張が籠った記述の末尾は、「本書を機に、ハンセン病回復者や療養所に関心を持ち来島してくださる方が増え、ハンセン病の歴史を語り伝えることに力添えをいただけると幸いです」と記して閉じられた。これにもわたしは、いくらかの無責任さを感じてしまう。どのようなひとたちが、どのくらい、大島に来て、それにどういう対応がとられているのか、監修者はどれほど知っているのだろうか⁹⁾。もとより大島が賑やかになることを願う在園者がいることは、わたしも知っているのだが。

療養所在園者の願いや気持ちをただなぞれば、それで彼ら彼女たちに寄り添ったことと

⁹⁾ 2014年のようすについてかんたんな記録を残した（阿部安成「療養所の歴史を縁どる一過去との乱取り」(32)『青松』通巻第678号、2014年10月）。国立療養所大島青松園協和会が発行する隔月刊の『青松』はその末尾に「協和会日誌」を載せている。たとえば同誌通巻692号（前掲）掲載の2016年「協和会日誌（十月）」はその月の「施設見学」452名を、「協和会日誌（十一月）」はおなじく532名を記録している。

なるのだろうか。ただなぞるだけでは、在園者の声を聞き手がいわば腹話術のように代弁しているにすぎない。もっとも、いっこく堂はジョージにしっかり寄り添ってはいるが(『広辞苑』では【寄り添う】とは「ぴったりとそばへ寄る」の意)¹⁰⁾。

7つの目に分けられた第1の項とちがって、第2の項「Ⅱ. 歴史的検証と主観的に人生を語ることは異なる次元のこと」は、わずか8行と淡白である——と、穏やかに評したのだが、きちんといえば、どうにも配分や構成の悪さが目につく。あちこちでばらばらに本書のねらいや刊行の意図が示されてきたそのあとで、ここでも冒頭に(じつはつぎの第3項冒頭でも)、「本書の目的は、人生の最終段階を生きるハンセン病回復者が、ハンセン病と共に生きた人生をどのように意味づけ価値づけるのかを残すことにあります」とかかっている。こうも記述がちりばめられては、なんともまとまりが悪いと読んでいて苦味が残る(こういう形容はありか?)。

「本書の目的」を云云するまえにひとこと——いつまでもお元気でいてください、とは高齢者への定型の挨拶であり、ただし、その良し悪しが問われてもよいとはおもう。だが、平均年齢が80歳台となった人びとの集団にむかって、「人生の最終段階を生きる」とは、良し悪しどころか、あまりにぶしつけな言葉遣いではないか。口の悪いわたしも、定年まぢかとなった同僚に、先生の大学人生もあとわずかですね、とはさすがにいけない。あれ、まだいらっしゃったんですか、ともいわない。大学人としての最終段階を生きる老教授、などと記したりもしない。蔭ではいうかもしれない。監修者は本書が、平均年齢80歳台になった「ハンセン病回復者」たちに読まれることを想定していないのか。まさか、「聴き手」としての「看護師」たちも、「ハンセン病回復者」たちに面とむかって、「人生の最終段階を生きるハンセン病回復者」たちの話を聞きにきた、「高齢化したハンセン病回復者にとっては、今が生きた証を残す最後のチャンスです」から、などと話を切り出すことはしていないだろう。本書には、わたしがさきに「」でくくって引用した記述が、確かにあるの

¹⁰⁾ 2016年にはこの「寄り添う」の語がいわゆる「お気持ち」のなかにも用いられたために(朝日新聞DIGITAL2016年8月8日15時00分配信)、このさきよりいっそう、ひとのこころのあるべきようすをあらわす言葉として人口に膾炙するだろう。

だが。

それをおくとして、項題のいうところはなにか——

語りとは、自身の内的世界を、現実的で意味深いものとして経験し理解した内容を、言語として表出することであり、語られた内容こそがその人にとっての真実であると考えます。／したがって、本書で語る歴史は、ハンセン病回復者の主観を通して得たものであり、また長い歳月の中で記憶のデフォルメが起こっている可能性もあります。本書の目的が歴史の検証、すなわち客観的事象の事実確認ではないことをご理解の上、ハンセン病回復者の深い内面世界を読み進めていただければと思います。

——これもまた稚拙な説述にみえる。まず、「したがって、本書で語る歴史は」というとき、それは、第2章から第18章までの「ハンセン病回復者〔中略〕の語り」だけを指すのか、第19章の「ライフレビューの聴き手を担った看護師の感想」に、歴史、べつにいえば、過去のことがらがふくまれていても、それはさきの「歴史」に該当しないのか、監修者自身が記している第1章「プロジェクトの意義」に記された歴史は、その「歴史」とは異なるのか、第21章「資料」にあらわれた歴史はどうなるのか、「本書が語る」（傍点引用者）と記しているのだから、それはいうまでもなく「ハンセン病回復者〔中略〕の語り」（同前）以外にはあり得ないとなるのか。

また、「歴史の検証」とは、「客観的事象の事実確認」とびたり重なるのか、その「検証」とは「事実確認」のみとなるのか¹¹⁾。

ところで、さきに中身が示されていないと指摘した「ライフレビュー」——それが、ここにいう「語り」ということなのか。

「Ⅲ．語り手への倫理的配慮」と題された本書第3項は、前項よりも文字数が多いが、それでもたった1ページと、第1項のおよそ1/5の紙幅でしかない。やはり構成のつりあいが悪い。また冒頭で「本書刊行の目的」が示される。それは、「大島青松園に生きたハ

¹¹⁾ 歴史をめぐる知のありようは本書のこの指摘にとどまるのか。たとえば、川村湊ほか『戦争文学を読む』（朝日新聞出版、2008年、原著1999年）の上野千鶴子の発言を参照。

ンセン病回復者が生きた証を残すことを支援することです」(傍点引用者)という。わたしは美文をもとめているのではない。たんに読みづらいただけなのだが。もうそれはともかくも、くりかえし「目的」を明示するていねいな記述で、読者は本書の「目的」を読み誤る恐れがなくなる(?!)。だが、そのつぎに、「しかしながら」と逆接の接続詞がきて、「ハンセン病を患い生きた体験は、苦悩に満ちたものであり、語り手への倫理的配慮を十分に行う必要があります」とつづく。「生きた証を残すことを支援する」のだが、しかし、語るものたちが経た「体験は、苦悩に満ち」ているのだから、「倫理的配慮を十分に行う必要」がある、といわれると、なるほどと得心してしまいそうだが、よくわからないところもある。「苦悩に満ちた」「体験」を残すときに、なぜ、「倫理的配慮を十分に行」わなければならないのか。その「倫理的配慮」が8項目にわたって記されている(1. から 8. まで番号つき)。

まず、「ハンセン病回復者は、自分自身・家族への偏見や差別を恐れて、本名・出身地などを隠している場合が多い。また、園内通称の使用を余儀なくされ、本名を使えなかった歴史をもつ。そのため、出版公表に当たっての氏名・出身地・家族構成の記載方法については個別に相談し、決定事項を文書に残すとともに、本文における表記はその要望に従った」とのこと(5.) (ここにはまた「(添付資料、p.12~13)」の附記があるので、13ページまでが第1節となるか?)。「偏見や差別」にみまわれたものたちの「語り」だから、「出版公表に当たっての氏名・出身地・家族構成の記載方法」は、「その〔「ハンセン病回復者」か?〕要望に従った」、それが「倫理的配慮」ということか。「倫理的」などともったいぶった形容をつけずとも、語り手本人がいやだとおもうことがらは記さない、とは、「ハンセン病回復者」にたいしてであれだれにむけてであれ、あたりまえの配慮ではないか。

ついで、「ハンセン病回復者の心身の負担を考慮し、1回の面談は30分程度を目安にし、数回に分けて語りを聴くようにした」(6.) という、「心身の負担を考慮」したことが「倫理的配慮」というわけか。確かに長時間にわたる拘留や取り調べは人権を無視することとなるが。「倫理」をもちださなくては、面談の時間に配慮できないのか。

さらに、「草稿完成時に、語った内容に間違いはないか、公表しても良い内容であるかについて、聴き手の看護師を通して最終確認を行い、承諾を得た」(傍点は引用者)という(7.)、語るもの自身による「最終確認」とその「承諾」によって「倫理的配慮」が担保されたということで、念のために記すと、その対象はあくまで「内容」であるわけか。

そして、「掲載の承諾が得られた場合でも、ライフレビューの編集・監修者(近藤)・看護管理者(総看護師長・副総看護師長)・聴き手の看護師などが、この内容を公表して良いのか躊躇した事項については、個別に本人に再確認し、掲載あるいは削除の判断は、本人の意向に従った」(傍点同前)との「倫理的配慮」は(8.)、あくまでも、「ライフレビューの編集・監修者(近藤)」(あれ、本書の編者は「国立療養所大島青松園」または「大島青松園」ではなかったか?)と「看護管理者(総看護師長・副総看護師長)」と「聴き手の看護師など」(「など」にはだれがふくまれるのか?)の「躊躇」にもとづいておこなわれたとなるのか。さきの「最終確認」ののちにさらに「倫理的配慮」がなされたということか。

聞き方も問おう。それが第3の項目に示されていて、「語り手・聴き手ともに、本人の自由意思の基づき、参加を募った。聴き手と語り手のペアは、両者間で相談し、ある程度人間関係の形成されている組み合わせになるように配慮した」(傍点同前)とのこと。不明瞭で、曖昧な、とらえどころのなさが残る微妙な表現ではないか——「ある程度」とはどういうようすで、それをだれが判定し、そして組みあわせをだれが「配慮」したのだろうか、そこに「本人の自由意思」は考慮されたり反映されたりしたのか。

Ⅲに示された「倫理的配慮」の第1の項目に、「国立療養所大島青松園倫理委員会(H25-4)および岡山大学大学院保健学研究科看護学分野研究倫理委員会(T13-05)の承認を得た」とあった。「(H25-4)」と「(T13-05)」がわからない。前者は平成25年4月、後者が大正13年5月で、それぞれの委員会の開催年月を記したということか?それでも意味不明だが。それはともかく、こうした倫理委員会なるものがわたしの勤務先にもあり、そのおおよそのようすは知っている。わたしがその委員であれば、「本人の自由意思」がおおよぼ領域や、さらには、「本人の自由意思の基づき」ということ、そして『広辞苑』『精選版日本国語大

辞典』『明鏡国語辞典』にいう「自由意志」と本書にいう「自由意思」との異同を確認するのだが。両倫理委員会はこれらを問わずに「承認」したということか。いいや、わたしが当該委員会に属してほかの委員がさきの諸点を指摘したら、わたしは会議を長引かせないために、それらは倫理委員会がかかわる事案ではないと弾いたかもしれない。

第1章第1節に第4の項として「IV. 本書の構成」がおかれた。とはいえ、それぞれの章題がほぼそのまま記されていて目次とあまりかわらない記述の必要性がよくわからない。ただ、最終章の第21章は、「ハンセン病に関する基礎的な情報（病態生理・歴史）と大島青松園の現状と将来構想を説明しました。ハンセン病は一般の方のみならず、医療関係者にとっても馴染みの少ない病気です。21章をご覧いただいた上で、ハンセン病回復者の語りをお読みいただけると、語りの意味を深くご理解いただけるかと思えます」との説明がある点が気になった。

一読してすぐに疑問がうかんだ。いったい「大島青松園の〔中略〕将来構想」とは、いつ、だれが、どこで、決めたのだろうか。大島青松園はすでに、いまから4年もまえの2013年の時点で、「高松沖の大島青松園（香川県）は、療養所しかない離島という立地から将来構想の作成を断念」と報じられていた（『朝日新聞』2013年6月21日朝刊大阪本社13版社会面）。第21章の352ページをみると、そこには、「大島青松園の将来構想（高松市）」との見出しがあり、「課題：離島であることから他施設誘致が困難であり、全国13施設のハンセン病療養所の中で唯一将来構想が策定されていない」と記されていた。本書にいう「将来構想」とは、高松市が主導した検討だった。

また、第21章には「ハンセン病に関する基礎的な情報」として、「歴史」の説明があるという。くりかえせば、それは、「ハンセン病回復者の主観を通して得たものであり、また長い歳月の中で記憶のデフォルメが起こっている可能性もある」という「本書で語る歴史」なのか。

くわえて、さきどりしてここで指摘すると、「ハンセン病に関する基礎的な情報」を記したという「資料」と題された第21章は、なんと全編にわたってMicrosoftのPower Point

によって作成したとおもわれるスライド（という呼び名でよいのか）をそのまま貼りつけたページが展開しているのだ。いわゆるパワポをほぼまったくといってよいほど使わないわたしには不案内なのだが、これはあくまでいわゆるプレゼンテーション用の資料であつて、べつに言えばレジュメではないのか。わたしは勤務先で、入学したての1回生むけの講義「大学入門セミナー」で、レジュメとは、そのもっとも簡潔な形式は本の目次のようなもの、と説明している。それにどんどんと肉付けをしてゆくと、まとまった文章となり、そしてレポートとなる、というぐあいに説明をつづける。

だから、本の本文に目次があつては、おかしいのだ、とわたしはいいたい。いや、「資料」なのだからわかりやすいプレゼン用スライドでよいのだ、と本書監修者からいい返されてしまうのだろうか。わたしはこうしたつくりの本を初めて買った。まあ仕方ないか。

だが、つぎの点はどうか。パワポ資料を「ご覧いただいた上で、ハンセン病回復者の語りをお読みいただけると、語りの意味を深くご理解いただけるかと思ひます」というのだが、「語りとは〔中略〕語られた内容こそがその人にとっての真実であると考えます」と監修者によって定義されたものこそが「ハンセン病回復者の語り」ではなかったのか。そうであるならば、それはなによりも、そのものとしてうけとめなければならないはずの、まさに「ハンセン病回復者の深い内面世界」ではないのか。それは、それそのものとしてむきあうべき「真実」なのだと思ひ監修者が説いたのだから、それはべつななにかを参照しなければ理解できない、あるいは理解しにくいいたぐいのもでもないはずではないか。「語りの意味を深くご理解いただける」とは、なにが、どうなるようすをいいあらわしているのだろうか。

そのつぎには、「尚」と副詞をおいて、第2章から第18章までの説明がある。

尚、ハンセン病回復者の語りの章（2～18章）は、録音した語りから逐語録を作成し、質的帰納的研究手法（ナラティブアプローチ）を用いて、一文一文に含まれる意味を抽出し、全体の構成を整える作業をおこないました。この過程を経ることで、限られた紙面の中での重複や冗長を避け、ハンセン病回復者が語ろうとした本質的な意味を忠実に捉

えると共に、語りたかった内容を余すところなく表現することを目指しました。

このくだりは、監修者のとても素直な告白といえよう。わたしには、とてもおもしろい白状（「隠さないですべてを申し述べること」『精選版日本国語大辞典』）のようにみえた。

ひとつずつみてゆこう。「録音した語りから逐語録を作成し」という。『広辞苑』には「逐語録」も「逐語」も載っていない。「逐語訳」ならあった。「原文の一語一語に即して、忠実に翻訳・解釈すること」という。「逐語録」とは、ぐぐっと推し量ってみると、録音された「語り」の一語一語にそくして忠実に文字起こしをした、ということなのだろう。

つぎの「質的帰納的研究手法」がよくわからない。ここでも、おそらくわからないことがらに遭遇した学生にはお手のもの(?)のネット検索をすると、なんとヒットした。「看護教育学における質的帰納的研究方法論開発研究のための理論的枠組みの構築」というとてもむつかしそうな、そして長い論題の論文(PDF)にゆきあたった。掲載誌は『千葉看護学会会誌』で1997年6月発行の第3巻第1号(執筆者は舟島なをみ、杉森みどり)。看護学ではずいぶんとまえからあたりまえに使われていた術語なのか、それともこの論文が先駆だったのだろうか。この論文の「I. はじめに」において、「尚、本研究において看護教育学における質的帰納的研究方法とは、看護学教育に関連する現象をその構成要員間の相互行為の文脈を重視しつつ説明する、看護教育学独自の概念の発見をめざすものであると定義する」と説かれている。ほかにヒットした情報もちよっとだけみると、どうやら、看護学や社会福祉学においては、その方法をめぐって「質的」「量的」「帰納的」「演繹的」などの議論があるようなのだ。また、「ナラティブアプローチ」(または、ナラティブ・アプローチ)もネット検索するとたくさんヒットする。本書の記し方からすると、「質的帰納的研究手法」と「ナラティブアプローチ」とが同義やいい換えにみえてしまうが、ことはそう単純ではなさそうである。それはともかく、本書のこれほどに簡にして短な記述で、本書の重要な「手法」が読者に、しかも幅広く想定された読み手に理解できるのだろうか。わたしにはよくわからなかった。「次世代の医療および医療行政を担う医学・看護学・薬学などの医療系学部の学生に、また人と深く関わる社会福祉学・臨床心理学・教育学部などの学

生」に「ご一読いただければ」との希望が監修者によって示されていた本書はまた、「現在の小学・中学・高校生・大学生らの青少年に、人権について考える書として、ぜひご一読いただければと願います」と勧められてもいたのだった。「小学」生に「質的帰納的研究手法（ナラティブアプローチ）」がなにかわかるというのだろうか。それがわからないわたしの知能は小学生未満か。

それはともかくとするしかないのだが、なにはともあれ（?）、その手法を「用いて、一文一文に含まれる意味を抽出し、全体の構成を整える作業をおこないました」というとき、この一文の主語はなにか、まさか「ハンセン病回復者の語りの章」ではないはずだ。「意味を抽出し」たのはだれか、「全体の構成を整え」たのはだれなのか。それは、監修者なのか、編者なのか、看護師なのか総看護師長なのか副総看護師長なのか。

いったい、「一文一文に含まれる意味を抽出し、全体の構成を整える作業」という表現で、不明なだれかがなにをおこなったと示しているのだろうか。この「作業」は、操作、といい換えては不適格なのだろうか。くりかえすが、「意味を抽出」する、「構成を整える」との表現で、「ハンセン病回復者の語り」に、しかも、いったんは「逐語録」なるものを「作成し」たそのあとで、その「録」に、だれが、なにを、したというのだろうか。

つぎをみよう。「この過程を経ることで」——それは、ひとつまえにもどって、「意味を抽出し」「全体の構成を整え」たうえで、ということなのだろう——「限られた紙面の中の重複や冗長を避け」たとのこと——すると、「紙面」（これは『広辞苑』では「紙の表面。特に、新聞などの記事面」をいう。だからきちんと記すならば、紙幅とか紙数とか頁数とかになるはずだ。だってたとえば、かぎられた四六判では云云、という紙の面積ではなく、たとえば、定価を見込んで五〇〇ページの本としなければならない制約では、というべきところではないのか）というおそらくおもに出版事情による制限で、「ハンセン病回復者の語り」が「整え」られたということなのか。「整える」というと整理整頓、理路整然、整数端数（?）などとよい意味に見えるが、「重複や冗長を避け」、べつにいえば、省いたり除けたりしたというのだ。

くりかえしくりかえせば監修者は、「ハンセン病者の語り」をめぐって、「語られた内容こそがその人にとっての真実であると考えます」とみずから記していたのではなかったか。その「真実」である「語り」を、「紙面」（原文のまま）のつごうで「重複や冗長」を「整え」てしまったのか。すこし頭を回転させれば（といってもラジオ体操をするのではない）、ひとがなにかを語る時「重複や冗長」はつねにあると容易にわかるはずだ。大切なことながら重要な思いをくりかえしくりかえし話すばあいがあり、むかしのことをおもいだしながら話すときにくどくどくどくと長話になることもある。そうした話し方や語り方に、そのひとならではの過去の思い出し方や引きだし方、そのあらし方も伝え方も、伝達法が、表現法が籠っていよう。それを整然と整理してしまうことは、話すものとその話へくわえられた暴力だとわたしは感じる。ここにいう整理とは、みずからの体験をみずから語るものと、その語ることにむけられた、不当な力であり行為である、とわたしは指摘する。

監修者は、「重複や冗長を避け、ハンセン病回復者が語ろうとした本質的な意味を忠実に捉えると共に、語りたかった内容を余すところなく表現することを目指しました」と語る。ここにいう「忠実に捉える」、「余すところなく表現する」、これらを「目指し」たのは、だれか、そのときの「忠実に」、「余すところなく」とは、だれがそう判定したのか。

さきにみたとおり、本書監修者はわざわざ「語り手への倫理的配慮」として、「草稿完成時に、語った内容に間違いはないか〔中略〕聴き手の看護師を通して最終確認を⁽³⁷⁾行い、承諾を得た」だけでなく、「掲載の承諾が得られた場合でも、ライフレビューの編者・監修者（近藤）・看護管理者（総看護師長・副総看護師長）・聴き手の看護師などが、この内容を公表して良いのか躊躇した事項については、個別に本人に再確認し、掲載あるいは削除の判断は、本人の意向に従った」という念の入れようなのだから、さきにわたしが記した判定とは語った「本人」によるのだと監修者たちはいうのだろうか。

そうではなく、本書の文章を素直に読み素直にうけとれるところは、「ハンセン病回復者が語ろうとした本質的な意味を忠実に捉えると共に、語りたかった内容を余すところなく

表現することを目指し」たのは、ほかでもない、語った「本人」以外のものなのだ。では、くりかえすと、「忠実に」「余すところなく」との判定もまた語った「本人」以外のものによるものとなるはずだが、ではその判定の確からしさはなにによって保証されているのか、確かかどうかの責はだれが負うのだろうか。これもまた、さきに記した入念さからして、語った「本人」が確認している、だからその確からしさの責任は彼ら彼女たちが負うこととなると、本書監修者はいうのだろうか。

これもまた無理がある。語ったものが「最終確認」をした事項は、あくまで「語った内容」(傍点はまた引用者)であり「公表」の可否であったはずだ。すでに、語った「本人」には、語り口によって生じてしまった「重複や冗長」をどけてしまうことへの諾否をとる機会も権限もあたえられていなかったのだ。「ハンセン病回復者」の、また、彼ら彼女たちにとっての、「内的世界」であれ「内面世界」であれ、それはなににより当人にとってのそれであるはずであって、そこにある「本質的な意味を忠実に捉え」ているかどうかは、当人にしかわからない、あるいは、当人にとってすらその「本質的な意味」がなにかはわからないかもしれないといえないのだろうか。「余すところなくなく」語れたかどうかもまた、これも当人にもうまくとらえきれないところがあるとわたしには推し量れてしまう。いったんできあがった「逐語録」には、語った「本人」以外のもののいわば手はいい、「重複や冗長」がとりのぞかれた稿なのだから、たとえるならば、お習字の先生によって整えた字こそが清書なのであって、ひとまずは、自分で書きたいように書く場ではなかったとなるだろう。それは、よくできた手習いとなるかもしれないが、本人の手ではない。

本書監修者が明かすその手法では、「ハンセン病回復者」「本人」のその声押し殺してしまうこともあり得ると、わたしには感じられて仕方ないのだ。ここには、あらかじめ、「質的帰納的研究手法(ナラティブアプローチ)」を駆使し得ると自認するものと、そうした言葉をまるで聞いたことすらないものとのあいだにある、どうにも埋めようのない底深い淀みがあるからであるのであって、しかし、その「手法」に手練れた研究者は深淵があると気づこうともせず、「語り手」と「聴き手」が対等であるかのように誤認していることにも

また無自覚なのだ。

監修者はいう——「尚、ハンセン病回復者の語りを忠実に表現するために、また、ハンセン病回復者の方々の息遣いが伝わるように、方言は残しました」。ちゃあんと、「配慮」は「倫理的」だけでなく、再現の「忠実」さ、べつにいえばリアリティへの「配慮」だっ
て欠いてはいないのよ、というところか。ただし、「西日本の方言に馴染みのない方々には読みづらさがあると思いますので、分かりづらい方言については、注釈を入れております」との「作業」をほどこしたと追記してある。監修者にとっては「作業」となるのだろうと推察し、まえに監修者自身が用いた語をここにもおいてみた。わたしはここでもまた、これを操作と解釈するが。

なぜわかりづらくてはいけないのか、なぜわかりやすくしなければならないのか。ここでも監修者がみずから、わかりづらい／わかりやすい、との溝というべきものをもうけてしまい、みずからにとっても読者にとっても、わかりづらい言葉遣いをするものとして「ハンセン病回復者」たち（の言葉）を裂け目のむこうにおいやっている。その方言へのいわば強制修正は、たとえば、「人があんまり居らんようになって（＝いなくなって）」（196 ページ）、「しょうがないけん（＝仕方ないので）」（197 ページ）、「薬を拵えて（＝作って）」（29 ページ）というぐあいだ。これでは、わざわざ、わかりづらい方言しか遣えないものとして「ハンセン病回復者」を造形しているとみえてしまう。まさか、しょうがないけん、を、生姜無い県、とか、賞が無い県、とか、いやいや、省が無い県、だと勘違いする読者がいようはずもないだろうに。他方で、拵える、は方言ではなからう。

「本書の構成」を示すはずだった第4項は、それ以外にも本書における操作、いや、「作業」もていねいに明かされていた。なるほど、この項の末尾にある——「本書が皆様の心に残る一冊になりますよう、祈念しております」との願いのとおり、すくなくともわたしにはけして忘れられない本となった。

本書第1章「プロジェクトの意義」は、本書監修者が執筆した第1節以外の節もある。第1節はさきに見た第4項のあとに、「V. ご意見ご感想をお待ちしております」と題され

て、本書監修者の「連絡先」が記され、そのつぎに「VI. 謝辞」があり（「本プロジェクトの趣旨を理解し、研究助成を賜った「公益財団法人トヨタ財団」にたいしてだけ）、そしてすでにふれた「脚注」と「引用文献」とつづく……ここで第1節が終りなのかどうか、つぎの節の「2. 助成の意図」とのあいだ4ページに、表題のない図（行政の事務方がいうところのポンチ絵）が見開き2ページにわたってあり、そのつぎの見開き2ページには、「出版についての同意および意向書」と題された文書が転載されている。第1章第1節の内容をわかりやすく図示したというところなのか。

そうだとすると確かに、より簡潔に本書監修者の議論が示されている。「ハンセン病回復者」は、「辛酸を極めた半生」をおくり、「今後10年以内に殆どが寿命を迎える」。本書を読むためにしばしばお世話になる『広辞苑』をまた参照すると、「寿命」とは、「①命のある間の長さ。命数。齡（よわい）。生命」で、「一が尽きる」の用例がある。ほかに、「②転じて、物が使用され得る期間」の意と、用例「電球の一」が示され、「③〔理〕素粒子・放射性元素・分子などが、ある特定の状態に存在する時間」をいうとのこと。おそらく③と②はここでは除外してよいとおもう。では、①のどの意味があてはまるか——どれでもいいが、命のあるあいだの長さを迎える、生命を迎える、いずれにしても、「寿命を迎える」との文辞は意味をなさない。また、レッドデータで絶滅危惧種を示すかのような記述は、当事者にとっても失礼だとわたしが感じる。いずれ在園者はいなくなることは事実だろうが（わたしも本書監修者もまた、いずれいなくなる）、だからなんなのか。「ハンセン病由来の問題をもつ高齢者を、短期間に、多数、看取らなければならない」→「世界に前例のない看取りのケア」を施さなくてはならない、とその必要性をうたっているのだとしても、わたしにはとても記せない言葉遣いに、天を仰ぐばかりだ。

……まあ、ここはあと10年もしないうちにほとんどのひとが「寿命を迎え」てしまう島なんですね、しかもみなさんは、この閉じられた島で「辛酸を極めた半生」をお過ごしになられてきました。こうした事例は世界のどこをみてもありません。さあケアしてあげましょう。みなさんの「辛酸を極めた半生」を聴かせてください、しかもいまは、「生きた証を

残すラストチャンス」です、きっとわたしたちが「ライフレビュー」を役立ててあげますから。それは「二度と同じ過ちを犯さないための教訓」となり、それを聴いたひとたちはきっと、「ハンセン病の風化・忘却の恐れ」を防いでくれるでしょう。あなたがたの「半生」にはそうした「効果」があるのです。——ということか。特別養護老人ホームに聞きとり取材にゆこうとするものが、いやあここにいるひとたちはあと10年もすればだれもいなくなってしまうだろうから、いまのうちに取材にきました、などというか。

見開き2ページの左にも右にもみえる「辛酸を極めた半生」の語。右ページではその語に↓がつき、「人生の幕を閉じる／貴重な最期の時」の語につづく。だれにとって、どういう「貴重」さだというのか——「その人らしさを尊重した看取りの実現」のためか、「回復者が生きた証を残す」ためか、「他の13療養所（2200名）の回復者へのケアの導入」のためか、「一人の人間としての尊厳・人生への満足を高める」ためか。

さきに本書監修者は、「疑似家族」の語を用いて、「療養所看護師が‘疑似家族’となって、暖かく尊厳ある死を看取らなければならない現状にあります」と記していた。図がある見開き2ページにはそれが、「療養所の看護師が、疑似家族としての役割を担わざるを得ない」「回復者の死を**看取る役割は、療養所の看護師にしか担えない**」（太ゴチ原文のまま）と記されていて、いうならば語気が強まったようすがうかがえる。看護師が担わざるを得ないから、看護師にしか担えないということか。

これまたさきにあった、「文芸作品や芸術作品を発表する一部のハンセン病回復者を除き、ハンセン病回復者の多くはその表現手段をもっていません」との断定にかかわる記述が、「生きた証を残すラストチャンス／*多くの者は特別な表現方法を持たない／（文芸・芸術活動により注目されている者以外）」となっている。なんだちゃあんとわかりかけてるじゃん、「表現手段をもってい」なかつたり「表現方法を持たな」かつたりするから、いま「生きた証を残」さなくてはならないのではなく、「文芸・芸術活動により注目されている者」とそうでないものがあるから「忘れ去られ風化」を防ごうとしなければならない、べつにいえば「注目」するものたちの、その「注目」の仕方を問わなければならないということ

だ。そのとおりだと、わたしもおもう。

この見開き2ページに、「ライフレビュー」の語が11みえる。しかもそのうちの2か所には網掛けによる強調がほどこされている（どちらも記述はおなじ）。では、「ライフレビュー」とはなにか。まず網掛け箇所をみると、「(主観的体験としての人生の語り) / ・話し手=回復者 / ・聴き手=療養所の看護師」とある。左ページの下端ちかくには、「ライフレビュー(回想法)とは」との見出しがあり、「・良き聴き手を媒介として、心的事実としての自己の人生を紡ぎ直す過程 (Freed A. 1992). / ・「過去を回想し語る」ことで、人生の再評価や意味の再発見が進み、自己の一貫性・継続性の感覚を得る. / ・「自己の統合」を発達課題とする老年期 (エリクソン, 1990)、自己の死と直面する終末期では、人生への満足・納得に至る上で有効とされる. / ・過去に喪失や葛藤を有する場合は、治療的効果が期待できる (Butler, 1968) / ・認知症予防 (小山, 2011)・緩和ケアでその効果が実証されている」(下線部は原文で太字の箇所) とのこと。

この見開きページは、ポンチ絵としてはごちゃごちゃしていて、もっと整理が必要だと、わたしはおもうのだが、それはべつとして、さて、記述の約束事として、わたしも卒業論文を執筆したその数十年まえに、当時着任してそう年数を経っていない若い助手からいろいろな点を教わったことをおもいだした。「小山,2011」は、MONGOL800 (通称もんぱち) といったバンド名のたぐいでも、TR-808 (通称やおや) といったリズムマシンの品番でもなく、小山さんの生年が2011年なのでもない。文献を表示するときの略記法で、執筆者の姓と著書の刊行年をあわせた記法。学部生でも卒論執筆時に習うはず。いいや、わたしはさきにあげた「大学入門セミナー」で1回生に教えている。略記なのだから当然のこと、それを記した原稿のどこかにきちんと書誌情報が載っているはず。いいや、なくてはならない。

それが本書のどこにも、これらの文献の書誌情報が記されたページがないのだ。わたしが手にした本にだけ落丁があったのか。いいや、それとも、「エリクソン,1990」とはガリガリクソンの先輩のコンビ名で、1990とはコンビ結成年を忘れないために芸名につけ

ておいたのか、「小山,2011」という芸名のお笑い芸人がいるのか。世のなか奥が深い——おもしろそうな芸人がいそうだと知ったからではなく、こうした本が商品になるのだから呆れて書いているのだ。コンビニで売ってるカップアイスに小蠅が封入されていたら、それがたったひとつでも全品回収となるにちがいない。アイスの小蠅よりも、本書のこの記述は無視してよいていどの瑕疵か。

さて、「出版についての同意および」意向書。冒頭に、「私は、国立療養所大島青松園の看護師_____さんに、ライフレビュー（これまでの人生についての回想）を語る予定です、ライフレビューブック（回想録）の出版については、以下のように希望します」（原文の下線はおよそ 13 字分）とあってそのあとに、「ライフレビューブック（回想録）の出版を、／承諾する・承諾しない」の選択肢が示され、ついで、「ライフレビューブック（回想録）の出版にあたって、個人情報の公開の範囲は以下を希望します」のもとに、たとえば、「氏名」は「①実名で良い／②園内で使用している氏名であれば良い／③仮名を希望する（実名・園内での通称ともに不可）／④その他（ ）」（（ ）内はおよそ 25 字分）などの選択肢を選べるようになっている。選択肢はさらに、「出身地」「療養所入所前の家族構成」にもあり、そのあとに、「●その他、公表されては困る個人情報や体験内容は、以下の通りです」「●出版にあたって希望することや注意してほしいことは、以下の通りです」の言辞のもとに、7 行分くらいの空欄がもうけられている。そして、年月日、「自署」の記入箇所があり、末尾に「本件に関して、私が説明し同意が得られたことを証します」のしたに、「担当者氏名」と「所属」を記入する箇所がある。

この文書にも疑義をわたしは感じた。これは当然のこと「高齢化」した「話し手＝回復者」にみせたり読み聞かせたりする文書なのだから、わざわざ「ライフレビュー」には「これまでの人生についての回想」との括弧書きがつき、「ライフレビューブック」にも「回想録」と括弧内に追記があるわけだ。では、「ライフレビュー」と「これまでの人生についての回想」とは、また、「ライフレビューブック」と「回想録」とは同義なのか、置き換え可能な単語や術語なのか。だったら端っから、「ライフレビュー」と記さずに、「これまでの

人生についての回想」とすればよいのではないか、くりかえし用いるのに煩瑣であれば、以下、回想、とすると附記すればよいだけのことだ。たんなる「これまでの人生についての回想」ではないから、わざわざ「ライフレビュー」などというマンション名と間違えそうなヨコモジをつかったのではないのか。

そしてそのとき重要な点は、本書監修者が示していた「主観的に人生を語ること」（傍点は引用者）だったはずだ。もとより、ひとはだれもが「主観的に」話しているともいえるが、本書では、「客観的事象」とは異なることさらに強調された「主観的」だったのだ。すでに確認したとおり、「主観的に人生を語ること」は、「歴史の検証、すなわち客観的事象の事実確認ではないこと」と読みとれるよう本書には明記されている。ふたたび引用すると、「本書で語る歴史は、ハンセン病回復者の主観を通して得たものであり、また長い年月の中で記憶のデフォルメ〔なぜヨコモジか？〕が起こっている可能性もあります」とある。そうした「歴史」なのだと、あらかじめ本書の編集や刊行や、さらにさかのぼって聞きとりのまえに、「話し手＝回復者」に説明し、その同意や了解や承諾を得たのだろうか。また、「本書の目的が歴史の検証、すなわち客観的事象の事実確認ではないこと」（傍点引用者）を、あらかじめ本書の編集や刊行や、さらにさかのぼって聞きとりのまえに、「話し手＝回復者」に説明し、その同意や了解や承諾を得たのだろうか。本書に記された「出版についての同意および意向書」にもそうした事項はみえないし、さきにみた「語り手への倫理的配慮」にもそれらは記されていなかった。

くりかえすと、「本書の目的が歴史の検証、すなわち客観的事象の事実確認ではないこと」は、それを「ご理解の上、ハンセン病回復者の深い内面世界を読み進めていただければと思います」と、これはあくまで読者にたいしてもとめていた「ご理解」なのであって、「話し手＝回復者」にではない。「語り手への倫理的配慮」（「語り手」といい「話し手」といい用語がまちまち）として列挙された8点もの項目には、「語った内容に間違いはないか、公表しても良い内容であるか」などがあつたのだが、この「主観的」か「客観的」か、「事実確認ではないこと」については、そこではふれられてもいなかった。

本書監修者は、きちんと、つぎのとおり、「語り手」や「話し手」に伝えなくてはならない——「面談」の時間をとってくださり、ありがとうございました。今回おうかがいさせていただいたお話は、本にするにあたって「録音した語りから逐語録を作成し、質的帰納的研究手法（ナラティブアプローチ）を用いて、一文一文に含まれる意味を抽出し、全体の構成を整える作業をおこないました」。それを、「これまでの人生についての回想」とか、「主観的体験としての人生の語り」とか、そうそう、「[学界では常識の] ライフレビュー」と呼ばせていただきます。なお、「限られた紙面の中での重複や冗長を避け [だって、くりかえしが多いし、長ったらしいんですもの]、ハンセン病回復者が語ろうとした本質的な意味を忠実に捉えると共に、語りたかった内容を余すところなく表現することを目指しました」。でも、「長い歳月の中で記憶のデフォルメ [この言葉の意味がわからなければ辞書を引いてください] が起こっている可能性もあります [といっても、なんて失礼な、なんておもわないでくださいね。だってお年なんだからしょうがないですわ]」。「本書で語る歴史は、ハンセン病回復者の主観を通して得たものであり [中略] 本書の目的が歴史の検証、すなわち客観的事象の事実確認ではないことをご理解」ください、と。（なお、[] はこのころの声を付度した）——こう書くと、おそらく、いいやまちがいなく、話者や「回復者」や療養所職員やボランティアや篤志者から非難されるだろう。だが、本書監修者の記述と、これは、同義なのだ。では、言い方が問題なのか。そうではないはずだ。

「大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り」（本書書名）を集めた「本書の目的が歴史の検証、すなわち客観的事象の事実確認ではない」と、本書監修者にかわって、わたしが「語り手」「話し手」に通告するでしょう。あくまで、「本書刊行の目的は、大島青松園に生きたハンセン病回復者が生きた証を残すことを支援すること」なのだ。

こうした「目的」にそって監修され、編集され、刊行された本書への「助成の意図」を確認しておこう（本書第1章第2節。執筆は「公益財団法人トヨタ財団^(株) プログラムオフィサー」。以下 po とする）。

本書監修者が代表者である「共同研究プロジェクト「ライフレビューによるハンセン病

回復者の語りの保存と看護師のエンド・オブ・ライフケア能力向上の試み」(プロジェクト名 48 字。余計なお世話ながら、科研の研究課題名では制限字数超過)は、「国内外からの 637 件の応募に対し、採択数が 33 件にとどまる厳しい競争となりましたが、本プロジェクトは、選考委員の熱心な指示により、助成対象として採択されました」とのこと。ああ、変換ミス、「指示により」(誤)→「支持により」(正)だ、失礼。採択率わずか 5%の超難関突破!、すばらしい!。

助成財団の po はいう——「ハンセン病回復者の語りを記録し、後世に伝える研究はそれ自体が重要であると言えます」……「が」、というのだ。「それ自体が重要であると言えますが、本プロジェクトの意義はこれにとどまりません」(傍点引用者)と付加価値があるとのこと。それは、

研究者と療養所の看護師が協力し、ハンセン病回復者の思いに寄り添い、その人生がより豊かに全うされるように取り組みながら、同時に、偏見や差別に苦しむ人びとに社会全体がどのようにケアを行うべきかということを俯瞰的に検討する広い視野と意欲的な姿勢が、本プロジェクトを際立って高く評価されるものとしています。[傍点引用者]研究それ自体の重要性だけではなく、研究者と看護師の協力によって当事者が「その人生がより豊かに全うされるように」しつつ、また、「偏見や差別」にたいして「社会全体」がおこなうべき「ケア」を「検討」する「姿勢」があるので、「本プロジェクト」は「際だって高く評価され」たとの高評(講評ではなく)が寄せられたのである。

とても高く評価され、そして好まれもしたのであろう「本プロジェクトは、長い間にわたって社会的な偏見や差別に苦しめられてきたハンセン病回復者の高齢化が進展し、その死が差し迫った現実において、彼らがよりよい人生の最期を迎えるために支援を行い、また、彼らが生きた人生を社会がどのように受け止めるべきかということを検討する取り組み」だと、助成財団のこの po はまとめた。本書でこうもくりかえし「死が差し迫った」「人生の最期」と記されてしまうと、もちろん「高齢化が進展し」ている「現実」があるとはいえ、これでは療養所在住者はこのさき何年も幾年も生きてはいけないかのようにみえ

てしまう。「ハンセン病回復者の思いに寄り添い」などとハートウォーミングな文辞を記しながらその一方で、こうした記述は、もはや死語かもしれないが、デリカシーに欠ける気がする。

それはともかく、このプロジェクトが高評を得た要点は、(1)「記録」の伝承、(2)末期までの「寄り添い」、(3)「偏見や差別」への「社会全体」の「ケア」という「姿勢」、とまとめられるだろう。では、これら3点の順序や軽重や濃淡は、いったいどうなるのか、それはpoなり財団なりによって、どうとらえられたのだろうか。さきにわたしは、ひとまず、付加価値、と記した。だが、(2)(3)はたんなる付加なのではなく、むしろ、(1)だけではありきたりのプロジェクトにとどまるから、むしろ(2)(3)こそが、「本プロジェクトを際立って高く評価されるものとしてい」と判定したのではないか。ハンセン病をめぐる現場での実践性の高いプロジェクト、さまざまな偏見や差別の解消をも展望した、よりいっそう普遍性の高いプロジェクト——これが「本プロジェクトは、選考委員の熱心な支持により、助成対象として採択されました」というときの、もっとも重要な点ではないのか。

ただし、「この小文を書いている現在まで、本プロジェクトは計画的に進められてきましたが〔「が」ときたので、なにか不慮の支障があってプロジェクトが頓挫したのかとおもったが〕、その成果のひとつとして、いよいよライフレビューが完成し〔「完成」といい得る成果は「ライフレビューブック」=本書?〕、社会に向けて発信されようとしていることに、助成財団の担当者としては、実に深い感慨を覚えます」とpoはいう。さきの要点(1)は達成されようとしているということだ。では、(2)(3)は?——「本書の出版がハンセン病回復者の方々への大きな勇気づけになることを願い、語られた実直な言葉の重みから、社会が偏見や差別を乗り越えるために共有すべき新たな価値が明らかになることを期待しています」と記してpoの稿が閉じられている。

さきの(2)は、このすぐまえで引用した文章のまえのほうにある「勇気づけになること」と重なるのだろうか、ただし、依然として「願い」にとどまっているのか?そして(3)は、おや?、「新たな価値が明らかになることを期待しています」というのだから、これもまた

いまなお未完であるというのか。だが、「助成対象として採択され」たその要点は、「偏見や差別に苦しむ人びとに社会全体がどのようにケアを行うべきかということ」を俯瞰的に検討する広い視野と意欲的な姿勢」を「本プロジェクト」が示していたことにあっただろうか？ そうであれば、「新たな価値が明らかに」なるとみせることが、「本プロジェクト」の使命ではないのか？ 結局は、(1)のみの実現をもって「本プロジェクト」の成果が祝福され、(2)(3)は今後の課題ということなのか？ 「助成の意図」と、プロジェクトの成果とは、べつということか。

ここでやはりわたしは、寄り添う、という姿勢が気になってしょうがない。なにを、どうすれば、寄り添う、という姿勢が認められるのか、そうであると評価されるのか。あとでふれる復興大臣をめぐる事態をかえりみると、辞任した大臣のあとをうけた新復興相は5月「1日、就任後初めて〔岩手県〕県庁を訪れ、達増拓也知事と会談した」。その「会談後、吉野氏〔復興相〕は「私も福島の被災者として、一人ひとりの考え方に真に寄り添っていききたい」と語った」とのこと（朝日新聞 DIGITAL2017年5月2日 03時00分配信）。寄り添う、とは要所要所で唱えられるお題目となっていないか。

本書第1章第3節「ハンセン病回復者を代表して」と題された稿の執筆者は、「国立療養所大島青松園^(マ) 入所者自治会会長」。なお、わたしの手許にある、本稿執筆の時点での最新号（通巻第692号）となる逐次刊行物『青松』の発行者は「国立療養所大島青松園協和会」で、ゆうちょ銀行口座の名義人は「大島青松園入園者協和会」と記されてある。いま自治会の事務所にゆくと、その玄関うえには、「全療協大島支部／入所者自治会事務所」の看板がある。

自治会会長は、「大腿に生じた^{はんもん}紅斑に気づいたこと、「ある大学病院で受診した」こと、「付き添ってきた2人の姉は病名を知らされ、顔の表情が緊張で一変した」ことから原稿を書き始め、そして、「1人で諸手続を終えた挙句の大島青松園への入所でした」と、ことの顛末を記した。ついで「その後の人生は、二度と社会へ戻れない己の人生に見切りをつけ覚悟した筈なのに、未練な心情にゆさぶられながら、投げやりと生死を漂いながら惰性

のままに生きつづけ、いつのまにやら人生の終末期に届いています」とわが身の来し方をふりかえった。社会へもどれない、投げやり、終末期、といったハンセン病をめぐる典型の記述が当事者自身によって綴られている。

『日本書紀』に記載の初見をもとめ、「その後、醜い不治の病として恐れられ疎まれ続けて、1960年代に至って治癒することが科学的に立証されてなお、その差別は厳然として今日に活着ているのです」（傍点は引用者）といまもなおある差別を告発し、「病状の苛烈と醜さから社会差別の極みに置かれてきた患者にとっては、療養所は或る意味で安住の場が提供された筈でしたが、事実は然に非ずで、単に隔離をただけに終始しておりました」と療養所のようすを糾弾しつつも、「日本の民度・社会性から、ハンセン病を得て自活・自立する術はどうであったか、施設の存在を否定して、己の生活をどう確保できたであろうかと、思いは多岐に及びます」と揺れる心情を率直にみせている。

では、現状はというと、「貧しきハンセン病の生活に耐えて迎えた今日、日々の医療・看護・介護をはじめとする福祉面での万般にあつて、生活は安心にあり、所内の調和に然したる不満もないが^{〔ママ〕}…」とのこと。自治会会長として担った陳情や要求などの交渉をめぐる談判と折衝、そうしたなかで懐柔も妥協も反発も攻撃もおそらく使い分けてきた実務に長けた当事者として、「今日」の「所内」のようすをみせるにあたって、文末の「…」はその内面の葛藤をあらわすもっとも適切な記号だったのでらう。

本書監修者は、この「…」をどう読んだのか、彼の「語り」の「聞き手」となった「看護師」は、そこになにを読めばよいのか。

なお、この第3節には、「日本社会におけるハンセン病患者の所見は」、「1909（明治44）年「癩予防ニ関スル件」が成立」、「1998（平成8）年、らい予防法が廃止」と3か所の誤記がみられる。どれも、本書監修者、编者、出版社編集者が気づかなかつたのか、西暦と日本暦の併記は執筆者自身の意図したところか。こうしたところへの配慮を怠らないことが、監修者、编者、出版社編集者の仕事ではないのか。

「大島青松園を代表して」と題された第1章第4節の執筆をゆるされたものは、「国立療

養所大島青松園^{（イ）} 園長^{（マ）}」。みずから「代表」すると名乗りでて執筆したのか、「園長」という肩書ゆえに依頼されたのか、なぜ「大島青松園を代表して」原稿を執筆するものが「ハンセン病回復者」ではいけないのかとの逡巡が園長にはなかったのか、依頼したが断られたのか、やはり「園を代表」するものは「園長」以外にはいないということか。なにをあたりまえのことに噛みつくのかというところか。

園を代表して園長は、「この書の特徴は、日々、日常生活の支援を行う看護師が、ハンセン病回復者の語りの聴き手となったことです」と本書をもちあげた。なるほど、これまではおおよそ、当事者同士、外部の研究者や新聞記者やノンフィクションライターや自治体職員などが「聴き手」だったろう。では、なぜ、これまで「看護師」が「聴き手」にならなかったのか、これまでもなっていたけどあえてそれを記録に残さなかったにすぎないのか、それはたんに忙しかったからか。

この「特徴」をさらにおしひろげて、「最も身近にいて気心知れた看護師に対する語りは、おそらく、ハンセン病回復者の本音に近いものがあったと思われます」と園長は記す。たぶん正直なひとなのだろう。医師が在園者にとって「最も身近にいて気心知れた」ものではないと自省の念にかられたにちがいない。その「語り」も「本音」が語られたとは、慎重深くも、園長はいつてはいない。

それはともかく、園長は「ハンセン病回復者」の「語り」に、「本音」とその反対にある建前とがあると認めていることとなる。こうした二分法によるとらえ方は、本書監修者もまたおなじで、すでにみたとおりに、「ハンセン病回復者の主観を通して得」られた「歴史」には、「デフォルメが起きている可能性もあります」と指摘していたのだった。変形や歪形と対になる語はなにか——整形か、正形か。

もちろん、ひとには過去のようにすをめぐる記憶違いがあり意図した歪曲もあり、本心もあれば場や相手にみあった対応も、うわべをとりつくろったり裏表があったり、愛想のよしあしもある。そうしたあたりまえともいえるあれこれを取り除いたり回避したりするために「身近にいて気心知れた」という関係が必要だったのか。本書監修者がいう「聴き手

と語り手のペアは、両者間で相談し、ある程度人間関係の形成されている組み合わせ」とは、「語り」のいわば純度をあげるための仕掛けであったということか。そうするとその機能をどれほど高めても、また「聴き手」の練度をあげて聞きとりの熟達の士となったとしても、どうにも聞きとりだせない芯というべきなにかが、どうしても残ってしまうこととなるのか。さきにみた助成財団の po が述べた「語られた実直な言葉」とは、「ハンセン病回復者」の「語り」に誠実さや正直さしか認めないおめでたい感想となってしまうのか。

本書監修者が記した、「語りとは、自身の内的世界を、現実的で意味深いものとして経験し理解した内容を、言語として表出することであり、語られた内容こそがその人にとっての真実であると考えます」とは、それこそわべだけのお愛想をいっただけの建前にしかすぎないのか。「語り」とは、監修者が記したとおりのだとすると、そこに「デフォルメ」がどれだけあろうと、「本音」など露ほどもなかったとしても、それが「その人にとっての真実であると考え」るのであれば、そのままに、そのとおりに聞き、うけとめればよいはずではないか。いいや、うけとめて、それにむきあわなくてはならないはずだ。

園長はいう——「強制収容・強制隔離の時代の過酷な生活に対する憤りや慟哭、悲しみや憤懣は当然のこととして、また、老いに伴う将来の不安、仲間の死に伴うコミュニティの脆弱化に対する心細さも然り、しかしながら、今現在の生活に対して、17名の語り手の多くが感謝と満足の言葉を語られたことは、園を預かる者として、安堵の気持ちをもっております」。ほんとうに率直なひとなのだろう。むかしのことはともかく現状にたいして悪口いわれずによかった、と胸をなでおろしたというわけだ。くりかえせば、さきの「ハンセン病回復者を代表して」示された、「所内の調和に然したる不満もないが…」の末尾におかれた記号は、「大島青松園を代表して」本書に名を連ねたものにとっては、ただの3つの点々でしかないのだろうか。

でも「本音に近いものがあつた」という園長の見立てが誤っていたらどうなるのだろう。そんなん、毎日お世話になる「看護師」に本心なんかよういわんわ——なんてことはあり得ないのか。もちろん、わたしは「回復者」が底意地悪いとか嘘つきだとか指弾したいの

ではない（関西弁を軽んじてるのでもない。書き直そう——そうですね、日々お世話してくださる「看護師」さんにあれこれと園の不備を論^{あげつら}ったり不満をぶちまけたりすることなどできようはずもないこととございます）。そうではなく、わたしは本稿で一貫して「聴き手」とその周辺のものたちが、「語り」をどう聞くのか、その聞き方を問うているのである。

「デフォルメ」も「本音」も、そう重要ではない、ともかく、聞くということが大切なのだ、だって、「この度のライフレビューを‘聴く’という取り組みを通して、看護師を始め職員は、ハンセン病回復者の方々の人生を深く知り、苦難の半生を越えてこられた大切な方として、尊重し敬意をはらい、疑似家族としての愛情を注ごうとしています」という進展があったからだ、「大島青松園を代表して」園長からいわれてしまうかもしれない。わたしは最初この文章をみて、……取り組みをとおして、看護師は始めて、ハンセン病回復者の方々の人生を深く知り、苦難の半生を越えてこられた大切な方として、尊重し敬意をはらい、疑似家族としての愛情を注ごうとしています、と記載してあるのかと目を疑った（それならば、看護師は初めて、となるか）。いや、「愛情を注ごうとしています」と、なお現在進行形なのだとして記しているのだから、これまではそうではなかったということとなってしまうはずだ。それほど重大なきっかけとして、この「ライフレビュー」の聞きとりがあったと高く評価し、そのまえとあととでは大転換があったというのであれば、それ以前とそれ以後では、「看護師」の「ハンセン病回復者」にたいする姿勢が一変したのだと「大島青松園を代表して」園長が讃辞をおくっていることとなってしまうのか。では、それ以前は、どうだったのか。つくづく率直な記しぶりであることよ、園長は。

第1章第5節を「大島青松園看護部を代表して」と題して執筆した「国立療養所大島青松園^{（仮）} 総看護師長」には、もっと驚かされた。冒頭の1文——

ハンセン病は古来より不死の病として知られ、「日本書紀」や「今昔物語」の中に「らい」という記述があり人々に恐れられてきました。

——「らい」という記述があ」るだけで、どうして「人々に恐れられてきました」と断定できるのか——と、そこではない。

ただの入力ミスや変換ミスなのか。futi、fuchi、fuji、fuzi が fusi、fushi となりはしないはずだ。または、ローマ字入力ではなく仮名入力で、ふじ、とするところが、ふし、と濁点を打たずに漢字変換してそのままとなってしまったのか。この誤字を本書監修者も編者も出版社編集者も、だれひとり気づかなかったのか。「語り手への倫理的配慮」として、「草稿完成時に、語った内容に間違いはないか、公表しても良い内容であるかについて、聴き手の看護師を通して最終確認を行い」はしたが、執筆者の記述には、しかも「総看護師長」の原稿にたいしてはだれも、その「内容」はともかくとしても、せめて表記について「最終確認」をしなかったのか。

ついでしたが、「東日本大震災について「これは、まだ東北で、あっちの方だったから良かった。もっと首都圏に近かったりすると、莫大（ばくだい）な甚大な被害があったと思う」と述べた」復興大臣が「講演後、発言を撤回。辞任する意向を固めた」との号外に接した（朝日新聞 DIGITAL2017年4月25日21時24分配信）。この発言にたいして内閣総理大臣が「東北の方々を傷付ける極めて不適切な発言」だと「謝罪」したとの記事がすでに配信されていた（同日19時12分）。

わたしはこの総看護師長の記述は、不注意な誤りだとしても、そのうえで、「ハンセン病回復者」を傷つけたなどといったお為ごかしはいわない。「大島青松園看護部を代表」するという現職総看護師長としてあまりにもぞんざいだと呆れ果ててているのだ。

「ここ大島は、大島療養所として1909年（明治42年）に自治体の管理下に開設しました」との記述にも誤りがある。自分の勤務先のホームページくらい「長」としてみておいたほうがよい。また「自治体」といっても、現在といまから百年以上もまえとでは仕組みが異なり同一にはみなせない。

もうひとつ驚いた——「平成26年4月に、当園に赴任し」という彼女は、「ハンセン病療養所は初めてなので戸惑いや不安がありました。赴任後強く感じたことは、ハンセン病療養所でのハンセン病回復者の暮らしや医療体制について、これまであまりにも知らなさ過ぎたということです。間違った知識による社会の差別や偏見が平然と行われてきたと

いう事実は、想像以上に残酷なものでした。どうしてもっと早く知ろうとしなかったのだからと、医療者として申し訳なく思いました。何故ならば、ハンセン病回復者は超高齢化を迎え、ここで生きた記憶や記録が失われようとしているからです」というのだ。

園長とならんで総看護師長もまた、とても率直な方なのだろう。どうしてもっとはやく知ろうとしなかったのかともうしわけなくおもった理由が、「ハンセン病回復者」が「ここで生きた記憶や記録が失われようとしているから」というところがわたしには驚きだった。大島に生き、そこで暮らしてきたひとたちがみずからの記録をどのように残してきたのか、それがいまだのように継がれているのかを、ほんの少しも、まるで、まったく、知らないのだろう。赴任した2014年からまもなくの執筆とはいえ。あまりにも知らなさすぎるようすをみせつけられてしまうと、さきの「不死の病」との記述は間違いではなく、そうおもいこんでいたのかもしれないと恐れる。

大島にはさまざまな記録がいくつもある¹²⁾。

もうひとつ、彼女はとても率直に素直に、自分が感じた「戸惑いや不安」をきちんと告白している。ただこれは「初めて」の勤務先となるところにつねに感じる気持ちなのか、「ハンセン病療養所は初めてなので」（傍点引用者）とはそのまえの方に重点があるということか。園長といい総看護師長といい、とてもまっすぐなひとだ。すでに予防法がないいまこの時代に、ハンセン病をめぐる療養所に初めて赴任する医療従事者に、どういった「戸惑

12) 脚注2に示した成果のほかに、大島に残る過去の記録（史料）をめぐってわたしたちがつくった目録に、①阿部安成「国立療養所大島青松園キリスト教霊交会蔵書について—香川県大島の療養所を場とした知の蓄積と発信」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.107、2009年3月、②同「ゆくりなくも—国立療養所大島青松園キリスト教霊交会2009年4月・5月調査報告」同前 No.113、2009年6月、③前掲同ほか「後続への意志—国立療養所大島青松園での逐次刊行物のその後」、④同「かくれんぼの書史—国立療養所大島青松園協和会（自治会）所蔵史料『報知大島』『所報』『全癩患協ニュース』の紹介」同前 No.159、2011年11月、⑤同ほか「自治のオリジン—瀬戸内海の大島における自治活動の手書き日誌」同前 No.172、2012年9月、⑥同ほか「香川県大島の療養所に展開した自治の痕跡—療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第10巻第1号、2013年8月、⑦同ほか「逐次刊行物があらかず療養者の生—療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」同前第11巻第1号、2014年8月、があり、これらはすべてWEB上で閲覧できる。これらの目録にあげた記録は2017年5月の時点でほぼすべて大島内で保管されている。

いや不安」があるというのだろう。そうしたところをきちんと開陳し、それを改善しようところから、ハンセン病をめぐる療養所にいまなお暮らす人びとへのむきあい方を整えてゆけるよう、部外者の、そして観察者にすぎないわたしは感じる。

第1章を読んで、わたしは本書の読み方がわかった。これは、「ハンセン病回復者の人生の語り」を収録した第2章から第18章までと、「ライフレビューの聴き手を担った看護師の感想」の記録である第19章とを、それ以外の章と分けてあつかうべき本だということだ。本稿は、それ以外、章でいうと「プロジェクトの意義」と題された第1章をとりあげた。この章は本書の導入部、序論、課題設定とあってよいはずだ。5名の執筆者のうち、在園者がいうところの園側の、かつての記録によくあらわれる語をあげると役所のとなる、その幹部たちの稿には熟考も推敲も足りないところがあり、とりわけ本書監修者の文章は充分には練りあげられてはいなかった。また明かな誤記、誤認による記述、杜撰にして粗雑な記述が多く、商品としての本書は不良品である。議論もはなはだもって雑駁だ。

すでに指摘した本書での写真キャプションの誤りは口絵にとどまらず、「資料」と題された第21章の写真につけられたキャプションもまた、ひどく誤っていた。555ページの写真には、「大島から望む瀬戸内海」とのキャプションがついている。「大島から」というのだから、撮影者は大島にいて、あるいはカメラは大島にすえられて、そこから瀬戸内海を撮ったとなるはずだ。ところがこの写真には、大島の全景が写っている。撮影の方向を「大島から」ということは、絶対に、できない。^{ポジション}立ち位置を間違えているのだ。ここにも「写真提供」者の氏名が記されているが、同人に責はない。責めを負うべきは、本書出版社の編集担当者、本書編者である「国立療養所大島青松園」または「大島青松園」、そして本書監修者だ¹³⁾。

本書の不備をひとつまとめよう。それは、療養者像をどうかたちづくるかということである。ハンセン病をめぐる療養所にみられる高齢化という事実、またそこにあらわれた「生

13) なお「資料」となるはずの第21章にもたくさんの誤記がある。「皓聖社」(519ページ)、「開放出版社」(531ページ)など。本書監修者たちが負うべき責めは重大だ。

き抜いた」という事実をふまえながらも、いわば在園者たちの寿命に早々と見切りをつけ、それとともに、過去から現在へといたる彼ら彼女たちの生にしきりに「英知」をみる調査者、執筆者、観察者の姿勢を問う必要がある。この姿勢は過剰な療養者像の造形につながるとわたしはおもう。

隔離された療養所で「生き抜いた」ものたちの生に「英知」を認める姿勢は、多くのひとの共感を呼び、「生きた証」としての彼ら彼女たちの「語り」に「その人にとっての真実」をみつめ尊重するむきあい方は称讃されるかもしれない。けれども、一方で、療養所に生きてきた人びとがその経験を語る談話は、国家賠償請求訴訟では彼ら彼女たちがこうむった「人生被害」を認定するための証言となる力能を発揮した。裁判にかかわらなかったひとたちの体験談であっても、それはなにかしらひとを動かし、ひととのあたらしいかかわりのきっかけとなることがある。そうした力をもつ可能性のある言葉の積み重なりを、当人にとっての「真実」だとまつりあげ、また、「歴史の検証、すなわち客観的事象の事実確認ではない」場を集めるのだとかたづけてしまうと（傍点引用者）、当事者たちの言葉を、かえって、当人のそのころのうちにとどめてしまうことになりはしないのだろうか。本書は療養者像をどのようにかたちづくろうとしているのかという評点は、本書をとおしてあらわすことのできる歴史を問う、あるいは、本書があらわそうとしなかった歴史というものを問う、との論点へとつながってゆくとおもう¹⁴⁾。

最後に、本書の欠陥はどこにあったのかをみよう。それは、監修者がみずからの^{ポジション}位置をとり誤ったところにあるとわたしはおもう。ここでもういちど、本書第1章第1節第3項の題目をみよう——「療養所看護師を聞き手として、ハンセン病回復者がライフレビューを語るということ」——この、聞く、語る、という場のどこに、いつ、監修者はいたのか。あらためて第1章10ページと11ページの見開きに展開する図をみると、網掛け「ライフレビュー」のちかくには、「・話し手=回復者／・聴き手=療養所の看護師」の2者が記さ

14) これについてはいまに残る大島でのほかの聞きとり記録（脚注7参照）とともにあらためて本書を批評することとする。

れているだけだ。そのわきには、「^マ一つの介入で^マ3つの効果を期待！！」との記載があり（図の右側）、そのしたに、「【療養所の看護師が、ライフレビューの聴き手となることにより期待される効果】」と「【回復者がライフレビューを語り残すことの意義】」とが対となるように記されて、「3つ」とはなにかがよくわからないのだが、前者の「期待される効果」のしたに、「●回復者への効果」「●看護師への効果」「●二者関係への効果」とあるので（図の左側）、これらがさきの「3つ」ということなのだろう（図示が下手）。ここでも監修者は不在だ。では「効果」はともかくも、監修者はこの「プロジェクト」をとおして、なにを得たのか。

わたしが大島についてなにかを記すとき、わたしがその場になかった聞きとりをもとにすることはまずないし、わたしが手にしなかった史料を用いることもないといってよい。そうしなければならない学問上の、または倫理上の理由はとくにないとおもう。わたしのフィールドワークはそういうものだ、ということにすぎない。大島に残るさまざまな記録や造物^{モノ}を、わたしが引きだし、その目録をとときに協同作業をとおしてつくり、その撮影をとときにだれかとおこない、そしてそれらを史料としてわたしが読み、ついでときにだれかといっしょに考え論じあう、それをふまえてわたしが書く——このくりかえしが、わたしにとってのフィールドワークである。

この作業にだんだんと在園者とのかかわりもくわわるようになっていった。始まりは、閲覧の許しを得ること、撮影の許しを得ること、教会堂への入室が許されること、そして自由のどあい広がってゆき、さまざまな情報にとどまらず、写真のデータ、さらには野菜、アップルパイ、寄附金をいただくこととなり、それらが大島でのわたしの作業をめぐる活力の源泉となり、史料の保存と公開と活用の元手となった。いくらか硬く表現すると、わたしが彼ら彼女たちの歴史意識を揺さぶり、在園者との交流や交通をとおしてわたしの歴史学が組みたてられていったと感じるところが、ときに、確かに、あったのだった。こうしてわたしのフィールドワークがかたちづくられていったとおもう。そのかぎりでのわたしのフィールドワークは、やはり書庫内での作業とは異なり、思いもかけないひととの交

渉をとおしてできつつあるといえる。

本書のもととなった作業を仮にフィールドワークと呼ぶとすると、そこは、「話し手＝回復者」と「聴き手＝療養所の看護師」だけがいる現場なのだと、わたしにはみえてしまう¹⁵⁾。監修者は不在だ。監^みるものであるにもかかわらず。

ただおそらく監修者は、「ハンセン病回復者」たちに寄り添おうと努める善意のひとなのだろう。その意味では純粹に、無垢に、邪気なく「ハンセン病回復者」たちに接していたのだとおもう。朝日新聞 DIGITAL が 2016 年 8 月 21 日に配信した記事「香川）看護師が入所者の人生聞き取り 大島青松園」には、看護師 4 名とともに「ハンセン病回復者」に寄り添う監修者らしきひとが写る写真が掲載されていた（2017 年 4 月 11 日閲覧）。

同時にこの監修者は、療養所についても、そこに生きる療養者についても、またそうした場とひとの歴史についても、そしてそこに生きるものが語ることにしても、充分には知ってはいない、その意味での善意の第三者なのだとおもう。「質的帰納的研究手法」だの「ナラティブアプローチ」だの「ライフレビュー」だのといった非日常語を駆使し得る知識人でもある監修者は、その賢さと優しさをもって、「ハンセン病回復者の語り」や「内的世界」や「内面世界」を説くなかで、彼ら彼女たちの言葉にあるはずの「歴史の検証」をめぐる潜勢力を無視し、「語られた内容こそがその人にとっての真実であると考え」る、いふなれば腹話術師の役をみずからに課したのである。そのかぎりでは監修者のふるまいは、「話し手」に忠実なのである。だから「逐語録」も厭わない。

けれども腹話術の駆使では「次世代に語り継ぐこと」をめぐるいくつもの「歴史の作法」（二宮宏之）には無頓着で、「語り」であれ造物であれ歴史を経てきたことやものをめぐるその歴史性を監^みることに力がおよばず、したがって歴史化することがないのである。歴史に歴史性を観取しない、歴史を歴史化できない——これをわたしは、過去の着服といいあらわしてみた。

¹⁵⁾ では大島で聞きとりがおこなわれることによりなにがあらわれたのかについては、本書第 2 章から第 20 章までをとりあげてべつに論じることとする。

本稿を書くにあたって、あれこれとネットサーフィン（まだ死語ではないようだ）したところ、「壘」と題されたブログにゆきあたった。「サブタイトルとして使っていただきました。近藤真紀子監修『大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り』の見出し記事に驚いた（2016年1月14日付。2017年4月11日閲覧）。サイト管理者の「プロフィール」として「Author : yoshicony / 短歌個人誌「壘」 発行人 / 歌集『青雨記』など」と記されているので、同人は本書副題となった短歌の作者なのだろう。

本書について同人は、「17人のハンセン病患者（マ マ）のみなさんの生を聞き取り、ていねいに文字興（マ マ）した本著は、ハンセン病患者の方達が辿った過酷な歴史と偏見、差別を経て、やがて回復者となりつつ、生きていく意味を見出していく過程が、臨床の場からくきやかに掬い取られてゆきます」と評した。「くきやか」という言葉をわたしは初めて知った（「物がはっきりしているさま。くっきりしているさま。あざやかなさま。分明」『精選版日本国語大辞典』。『広辞苑』には収録されていない）。また、「さらに共に歩まれてきた看護の側の方たちの軌跡をも目の当たりにしていく記録集であると思う」と、本書監修者が明示した「話し手」「聴き手」双方の「効果」をそのとおりとらえた評をみせている。そのうえで同人は、「傾聴ということばは用語としてよく聞きますが、本著から見えてくるのは、傾聴者の全力での傾聴と、話者への限りない敬意と虚心な態度であると思う」と、その態度をふまえた聞くものへの讃辞を記したのだった。このように褒め称える感想こそが、本書には多く寄せられるだろう。

副題については、「このように意義深い著書に使っていただいたこと、とても光栄に思っています。ここに記して深く御礼申し上げます」というのだから、著作物の使用について事前の了解があったのかもしれない。そうであれば、傍がとやかという筋合いではないのかもしれない。

だが、やはりいっておくと、本書監修者は他者の作品、著作物に、読点をくわえ、わずかに読点ひとつとはいえ、自分がおこなった作為への自覚をまるであらわさないという事実を残したことは、だれかが記録しておくべきことがらだと、わたしは考える。この作為は、

本書監修者がいう、すでに評言した「全体の構成を整える作業」ともかかわり、またこの自覚のなさは、他者の生に自分がかかわることで、そこにどういう痕跡を残したかを省みないことにつながる。本書監修者は、「ハンセン病回復者の語り」を「生きた証」ととらえ、そこに「英知」を見出した。この「英知」が発出し、それが発揮された場がどこであると監修者が監たのかというと、それはあくまで「隔絶された孤島の孤立無援の中で」でしかなかった。本書監修者は、「ハンセン病回復者」の「生きた証」を、「辛酸を極めた半生」をおくったといい、そして「差し迫る死」「時間の猶予がない」「人生の幕を閉じる」「隔絶された孤島の孤立無援の中」にしか認めなかったのである。監修者によって狭められた時空での生。監修者の記述は、あらためて、「ハンセン病回復者」たちを隔離空間のなかに閉じこめてしまったのではないか。これは事実と記録と二重の領域での籠絆ではないか。療養所とそこに生きるものたちにどのような時間と場所を配って記録を書くのか。この問いを蔑ろにしてはならない。当人たちの過去は、他者が着服してはならないのだから。

(執筆期間 2017年4月2日～同年6月14日)